

平成 30 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 6 回定例会 9 月 4 日 開 会
9 月 19 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 30 年 9 月 10 日（月曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

平成30年9月10日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（15名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
8番	村岡賢一君	9番	今野雄紀君
10番	高橋兼次君	11番	星喜美男君
12番	菅原辰雄君	13番	山内孝樹君
14番	後藤清喜君	15番	山内昇一君
16番	三浦清人君		

欠席議員（1名）

7番 及川幸子君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長 佐藤 仁 君

副町長	最知明広君
会計管理者兼出納室長	三浦清隆君
総務課長 兼危機管理課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
復興推進課長	男澤知樹君
総合支所長	佐久間三津也君
上下水道事業所長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐藤和則君
総務課長補佐 兼総務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	阿部俊光君
生涯学習課長	三浦勝美君

監査委員会部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	三浦浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千葉啓君
------	------

事務局職員出席者

事務局 長 三浦 浩
総務係 長 小野 寛和
兼議事調査係 長

議事日程 第5号

平成30年9月10日(月曜日) 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第106号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第107号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第108号 業務委託変更契約の締結について
- 第 5 議案第109号 業務委託変更契約の締結について
- 第 6 議案第110号 普通財産の無償貸付けについて
- 第 7 議案第111号 普通財産の無償譲渡について
- 第 8 議案第112号 普通財産の無償譲渡について
- 第 9 議案第113号 普通財産の無償譲渡について
- 第10 議案第114号 普通財産の無償譲渡について
- 第11 議案第115号 普通財産の無償譲渡について
- 第12 議案第116号 普通財産の無償譲渡について
- 第13 議案第117号 普通財産の無償譲渡について
- 第14 議案第118号 普通財産の無償譲渡について
- 第15 議案第119号 普通財産の無償譲渡について
- 第16 議案第120号 普通財産の無償譲渡について
- 第17 議案第121号 普通財産の無償譲渡について
- 第18 議案第122号 普通財産の無償譲渡について
- 第19 議案第123号 普通財産の無償譲渡について
- 第20 議案第124号 普通財産の無償譲渡について
- 第21 議案第125号 普通財産の無償譲渡について
- 第22 議案第126号 普通財産の無償譲渡について

- 第 2 3 議案第 1 2 7 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 2 4 議案第 1 2 8 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 2 5 議案第 1 2 9 号 普通財産の無償譲渡について
 - 第 2 6 議案第 1 3 0 号 町道路線の認定について
 - 第 2 7 議案第 1 3 1 号 教育委員会委員の任命について
 - 第 2 8 議案第 1 3 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 - 第 2 9 議案第 1 3 3 号 平成 3 0 年度南三陸町一般会計補正予算（第 3 号）
 - 第 3 0 議案第 1 3 4 号 平成 3 0 年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 3 1 議案第 1 3 5 号 平成 3 0 年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 3 2 議案第 1 3 6 号 平成 3 0 年度南三陸町水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - 第 3 3 報告第 7 号 平成 2 9 年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について
 - 第 3 4 報告第 8 号 平成 2 9 年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 9 まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

本日も活発なご発言を期待をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席議員、7番及川幸子君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、12番菅原辰雄君、13番山内孝樹君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 議案第106号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第106号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明、担当課長の細部説明が終わっておりますので、先週に引き続き質疑を行います。

10番高橋兼次君の質疑の途中です。答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

それでは保留しておりました質問に対する回答を申し上げたいと思います。質問の内容が工事費に占める構造物撤去費の金額ということでございました。構造物撤去にかかる費用につきましては、2,290万円でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） おはようございます。先週の質問に対する答弁をいただきましたけれども、いわゆるこの件ならず透明性ですね、透明性が確保されていれば必ずしも提出を求めるわけではございませんので、近年いろいろな組織の中で透明性が求められているわけですが、特に行政は強く求められているわけでございます。そしてその年度をまたがって3回の大きなミスがありましたが、これも職員間あるいは部署部署で透明性が確保されていれば、もし

かしたら防げたものかなと、そんなような思いから質問したわけでございますので、今後ともできるだけその透明性を高めるよう求めていきたいなとそう思っております。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） おはようございます。祈念公園の北側の道路ということですが、この工事を発注して道路が完成すると、その道路というのは完成形と言えるのでしょうか。この先は、これが仮設の道路でさらにもう1回工事をやるとか、そういうことはないのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦孝君） 今回の地区に関しては、この着色した部分で本設完了ということで、特にこれ以上改良する必要はないものと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 完成形ということでわかりました。祈念公園に訪れている方々が、例えば何か大地震があったといったときに、有事の際に避難する場所というのは、まちづくり協議会などでもたびたび議論されてきたことかなと思います。川を渡らずに高台へ向かうということであれば、この今回整備する道路を一部使うといたしますか、使用していくということになるんだと思いますが、以前から志津川高校のほうに真っ直ぐ避難するというふうに計画ではつくられているのかなと思いますが、今回完成させられる道路は真っ直ぐ高台のほうは向いていません。ですので、いざというときに備えるためにはさらに別な避難道、避難路のようなものも今後整備していくというような考え方も一つあるかなと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） おはようございます。

今後藤議員からご質問いただいた件、震災復興祈念公園の整備の説明会、あるいはまちづくり協議会等々で同様のご意見が出ておりました。町といたしましては、現在祈念公園を整備をしておるところでございますが、その西側に今JRの鉄道用地がございます。これを横断するような形で、今、今回ご提案申し上げている災害復旧の町道とは別にストレート、できるだけ直線的に志津川高校のほうに向かう道を整備しようということで考えております。具体的にその整備時期につきましては、まだ予算を計上もいたしていないので軽々には申し上げることはできませんが、町といたしましては、そういった部分への対応も、道路が1本でなければいけないというわけではございませんし、町道、町有地なりが確保できる限りにお

いて、そういった対応もしっかりとっていこうというふうに考えておりました、その旨まちづくり協議会の会議の席で当課からお話はさせていただいているというところでございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 脱衣の許可をいたします。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 二つその理由といたしますか、祈念公園ができて大事なことは、心静かに鎮魂の場とするということも一つ大事ですけれども、あの震災の教訓をやはり忘れずに後世に伝えていくといったときには、過去の教訓を生かして真っ直ぐ避難できる道路ができたのですと、ほらごらんくださいというのが一つ祈念公園には必要な機能といたしますか、祈念公園を整備するに当たって町民が持たなければいけない一つの心の姿勢なのではないかなというふうに思うんです。祈念公園をせっかくつくったのに、いざというときにどこに逃げればいいのかわかりづらいということでは教訓が生かされていないということになってしまいますので。

もう一つは以前同じような質問をしたときに、避難のサインを震災前とかそういうのをつくっていたんですというようなお話があったかと思いますが、道路にその標識を埋め込んで。今の計画のまま、今回の上程された議案の道路だけであると、そのサインをつくっていくときに、曲がり角が非常に多いと、2回も3回も曲がって避難先にまで行かなければいけないという意味からすれば、やはりもう一つわかりやすい道路が必要なんだろうと思いますので、今後スケジュール、時期的なことは明らかにはなっていませんが、整備するというお考えのようですので、一つ安心をいたしました。町長、そこはひとつ意を用いて整備していただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） おはようございます。ちょっと先週は3日間ほど休みを頂戴しました。私、実は台風21号で実家のほうが被災しまして、本当にこの天災の怖さというのを改めて認識いたしました。ですからこの南三陸町の復興も本当に慎重に確実に実行していただきたいと思いますというふうには思っております。

そこでちょっと質問なんですけれども、この図面の中の地図のちょうど汐見廻館前線ですけれども、この道路ですね、震災復興祈念公園を突っ切るような形で県道志津川登米線につなげようということをするれば、利便性、安全性どちらも高まるのかなというふうに思っております。この汐見廻館線を県道志津川登米線につなげるということはどうでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 汐見廻館前線の延長でございますけれども、既にその先といいますか、ぶつかる先は震災復興祈念公園ということで、既に土地の用途が決定をしているという状況でございますので、町道としての整備はできないものと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 今のちょっと根拠はわかりにくいのですが、もう少し具体的にご説明いただけますでしょうか。何が障害になるのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） もう既に都市決定がされているという部分がございます。手続きですので、そこについてはその一帯については、祈念公園として使う土地であるという位置づけにされていますので、新たにそこに町道を通すということになりますと、その都市計画そのものの見直しをせざるを得ないという段階でございます。

それでこれまでもいろいろな機会を通じてお話を申し上げますけれども、もう既にかなり前から町民の皆様と議論をして志津川地区の土地利用についてお話し合いをさせていただいております。その中でこの区域については、公園として使用するということでご同意をいただいていることから考えてみて、そこは今の段階で新たに道路を通すということはかなり不可能に近いだろうと、時間的な制約、それから財政的なことを含めてそこはかなり困難であるというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず本案に対し反対討論の発言を許します。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 反対の立場で討論させていただきます。

金曜日の日にいろいろな質問を執行部のほうに投げかけましたが、今もまた同じような内容が建設課長のほう、あとは復興推進課長のほうに投げかけられましたが、なかなか住民の考えとは言いつつも、住民の考えが果たしてその執行部が今描いている絵の中にあるだろうかという、私は疑問に思います。そういったことを踏まえて、今回の議案106号の祈念公園の北側道路、災害復旧道路に反対の立場から討論いたします。

現在、志津川地区においては交通渋滞と地区内は迂回路の付けかえに町民のみならず観光客の安全が確保されていません。現在台風21号や北海道の大地震が発生している中で、天変地異の非常時の渋滞の危険性の対応もままならない中で、今後の志津川市街地の道路の整備に反対いたします。大震災のときの市街地の渋滞で多くの町民が巻き込まれた教訓を忘れてい

るかのような、町当局の渋滞はしょうがないわ的な発言は、避難道、迂回道の計画なしの志津川地区の道路整備計画に対し、反対します。

よろしく今後を考察した議員の皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは第106号の賛成の立場から討論させていただきたいと思えます。

私も先ほど質疑さまざまさせていただきましたけれども、まずこの議案を審議するに当たって一番考えなければいけないこと、それはこの道路がないと近接する民地、土地に自分の所有権を持っている方々が使えないということです。この道路をいち早く整備すること、一刻も早く整備することで近隣に土地をお持ちの方の土地活用がスムーズに進むようにすべきというのが議会としてとるべき、まず最初のスタンスではないかなというふうに思います。

その上でさまざま避難のこと、近隣の渋滞が起きた場合、また都市計画がどうやって決定されたのかというようなこと、さまざま質疑がございましたけれども、私の立場から皆様にお話しさせていただきたいということがあるとすれば、一般質問させていただいたときに、志津川地区の渋滞の一番大きな要因は、駐車場が少ないということでございます。その解消に当たっては、道路をもう1本つくるということよりも、駐車場を広げるなり駐車場を有効にスムーズに使いやすくするなりということがまず最初にとるべき対策であろうということを議論させていただきました。私の一般質問、皆さんも耳にされていたと思いますので、その中の議論を思い出していただいて、この祈念公園北側道路を一刻も早く整備すべきという私の意見を伝えさせていただきますして賛成側の討論とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号を起立により採決いたします。

本請願は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第107号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第107号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第107号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度広畑地区災害復旧広畑橋工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは議案第107号の細部説明をさせていただきます。

議案書の18ページをお開き願いたいと思います。

本工事につきましては、西戸地区の西戸川地区圃場整備区域内にございます町道と農地を結ぶ農道橋でございます。平成29年の議会において契約の締結のご決定をいただいております。

当初の金額が7,020万円、今回631万円ほどの増額とし、合計で7,651万4,440円に増額するものでございます。

変更の内容につきましては、議案関係参考資料の26ページをお開き願いたいと思います。大変見にくい平面図となっておりますが、右端に赤で変更項目を書き出してございます。

1点目は平板載荷試験、それからボーリングの追加でございます。内容につきましては、図面、なかなか見にくいんですが、今回の橋梁につきましては、橋長が約11メートルほどと比較的短い橋梁でございます。このため、当初のボーリング調査につきましては、右岸側で調査を実施し、距離が短いということでその結果をもとに推定の支持地盤を想定をしております。その後、工事に入りまして床掘りした結果、左右岩で若干土質が違うということが目視で判断をされましたので、改めて左岸についてもボーリング並びに平板載荷試験を実施したものでございます。それが1点目でございます。

2点目、大型土のうの新設及び転用と21体でございます。これにつきましては、やはり床掘りをした段階で、かなり地下水の量があるということで、オープン掘削では法面が保てな

い、安全を確保できないということで、土留めがわりに大型土のうを設置したものでございます。

それから変更事項として2点ほど挙げさせていただいています。

1点目、ポンプの変更それから増設でございます。先ほど申したとおり、床掘りした結果、地下水が想定を超える量があるということがわかりましたので、当初設計の小口径の4台では排水できかねるということで、普通口径のポンプ5台を設置をしたという内容でございます。

それから4点目でございます。既設パイプラインの位置の変更ということで、先ほどご説明申し上げたとおり、圃場整備内にあるということで、既に圃場整備のほうで用水用のパイプラインを敷設してございました。県のほうからいただいた資料のとおり工事を進めていたわけでございますが、残念ながらいただいた資料のとおりパイプが設置をされていませんでした。このため、橋台を施工するに当たり支障となることから、改めてパイプの移設をしたものでございます。

それぞれ平板載荷試験2カ所で103万2,000円、ボーリング1カ所で105万6,000円、大型土のう21体で14万1,000円。それから排水ポンプの増設で67万6,000円、パイプの敷設がえで44万8,000円。合わせまして直接工事費で335万5,000円の増額とプラス諸経費295万5,000円をプラスしまして、631万円ほどの増額となっております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 一つお伺いします。工期に変更はありませんか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案参考資料24ページに仮契約書がございます。この契約書では工期の変更がないということで、9月28日としてございます。当初の計画は3月いっぱいの工期でございましたので、今回3度目の変更契約ということになります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では1点だけ伺いたいと思います。

西戸の川の橋なんですけれども、今月できるということでわかりました。

そこで関連になると思うんですけれども伺いたいのは、西戸の45号線につながるほうはいつごろできるのか、そして奥にできた団地のほうの道路の整備はどのようになるのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一般質問の中でも若干触れさせていただきました橋梁の復旧工事のうち、1カ所まだ工事に着手していない部分がございます。それが今ご質問にありました西戸橋でございます。これまで国道それから河川管理者と協議をさせていただいております。というのは橋台そのものが国道の路面の中につくるという状況になりますので、その取り合いを河川管理者、道路管理者とそれぞれ今まで協議をさせていただきまして、ほぼほぼ同意をいただいたという状況でございますので、年度内にその部分については工事の発注をしていきたいと考えてございます。

今回、西戸橋とそれから上流側に橋があったわけでございますが、それぞれ3メートルというかなり幅員が狭い橋でございましたので、2カ所を1カ所にまとめて幅員6メートルの橋を架けるということで、橋に通じます圃場整備で整備していただく町道につきましても今6メートルで整備をしてございますので、いずれ橋の復旧とあわせ舗装等の復旧を進めていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今課長から道路と川の部分の管轄でおくれているということで、それで年度内に発注ということなんですが、完成はいつごろを見込んでいるのか、もしお見通しでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 橋台をつくるのに1年、上部工に1年ということで、32年度後半になるかと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第107号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第108号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第108号業務委託変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において整備を進めている志津川地区被災市街地復興都市区画整理事業外業務に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは議案第108号業務委託変更契約についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の27ページをごらんください。

平成25年11月、独立行政法人都市再生機構URと委託契約を結び、業務を進めてまいりました志津川地区被災市街地復興都市区画整理事業に関しましては、昨年9月に土地利用計画等の変更等を理由といたしまして、変更契約を締結いたしておりますが、今般いよいよ区画整理事業の完了時期、これの見通しが立ってまいりましたことから、国や県等の関係機関との間で事業費の概算額の確定及び確保に向けた協議、調整を行ってまいりました。

今般の変更契約といたしましては、約42億9,000万円を増額し、変更後の金額を117億5,000万とするものであります。

この変更の内容でございますが、土地利用計画の変更ではなく、当初契約時点から5年を経過する間における工事を取り巻く状況の変化等によるものでございます。変更要因を大別いたしますと、約4点に集約されるものであります。

議案関係参考資料の31ページをお開き願います。

まず1点目といたしまして、物騰、いわゆる物価高騰による工事費の増額、これにより約

5億9,000万円の増額、当初の契約は平成25年度の単価を使用して事業費を算定しておりました。平成26年度以降毎年労務費、資材費及び機械の損料が上昇してきております。平成25年度を100といたしますと、平成29年度には115.5ポイント、約15.5%上昇しているものと考えられます。当初契約におきまして業務完了までの間におけるこれらの物騰に関しましては、最終的に精算をするということといたしておりましたことから、今般所要額につきまして変更を行いたいというものでございます。

2点目、事業期間の2年延伸に伴う費用の増額分として約16億1,000万。本事業に関しましては、当初契約時点におきまして、平成30年度末までの約5年4カ月間を事業期間と定め、事業をスタートさせました。しかしながら議員とくにご承知のとおり、当初契約時点では河川工事、国道、県道といったさまざまな工事におきましても、詳細設計は未済、用地に関しましては全て見通しが立っていない中での区画整理事業の契約でございました。事業スタートから5年を迎える現時点におきまして、ようやく関連事業の完了見通しも見えてきた中で、河川工事や橋梁、撤去工事などの影響でどうしても本区画整理事業が来年3月までに完了することができない箇所が明らかとなってまいりました。そうしましたことから今般施工事業者の諸経費を増額するものであります。

32ページをごらんください。

八幡川沿いの区画道路、町有地換地、これの整備が平成32年度までかかる見通しであります。そうしたことから、期間延伸に伴います施工事業者の経費、いわゆる現場管理費、共通仮設費などを増額するものであります。

3点目、仮設費、安全費、これの増額6億2,000万円。

33ページをごらんください。

にぎわい再生の拠点として観光交流拠点、流通工業、水産関連の各エリアに設定いたしました先行整備街区や早期に再建意向のある地権者換地、これの引き渡しを最優先としようとした結果といたしまして、当初の契約よりも引き渡しのロット、これが細分化されました。その結果、引き渡し済みエリアと工事箇所が接する場所、これが増加いたしましたことから、ネットフェンス、あるいはバリケード、H鋼のガードレール、あるいは安全誘導員、これの設置費用が増加したものでございます。

4点目、助作浄水場排水施設工の追加費用2,200万円。期間延伸に伴いますUR経費の増額6億円。仮置き土の二次搬土費用2億7,000万円。仮置き土のふるい分けの費用5億7,000万円。

34ページをごらんください。

このふるい分けは伊里前防集、清水防集、この発生土をメッシュ、メッシュといいますかスケルトンのバケットで10センチ以上の土砂とそれ未満と分別をするという工事でございます。その量が約15万立米ということでございます。二次搬土につきましては、伊里前防集の発生土14万立米を掘削、積み込み、運搬というものでございます。

以上4点の変更要素がございまして、約42億9,000万円増額の変更契約でございます。なお業務委託期間に関しましては、2年間の延伸ということでございますが、民有地換地につきましては、本年8月末現在81.6%引き渡しを完了しております。民有地の換地の引き渡しにつきましては、今年度内に完了する見通しでございます。加えて申せば、換地処分を来年の3月に行うべく、現在関係機関との調整を行っているというところでございます。増額の金額が多額であり、業務の内容が非常に多岐に渡りますことから、要点をかいつまんでの説明となりましたことをご理解をいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 担当課長により細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ではちょっと図面を見ながら質問したいと思います。32ページですが、港橋の旧橋撤去、1年おけると、平成30年度完成予定が平成31年度に1年延ばされるというこの理由なんです、これはどういった理由なのか教えていただきたいのと、それと港橋のちょうど右横ですね、港橋周辺宅地町有地、これが2年おけると、平成32年度完成になると、ここは2年おけると、この理由を教えていただきたいのと、この港橋周辺宅地、ここはかさ上げをするのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず都合3点ですかね。

まず港橋の旧橋撤去、平成30年度には撤去を完了したいということで進めてきたところでございますが、この旧橋の撤去工事の完了予定が平成31年度まで結果かかるということでございます。という意味でございます。これはこの旧松原公園にうずたかく20万立米を超える発生土を仮置きをしておりましたが、これを区画整理事業等々に使うというためには、港橋を落とすわけにはいかないということで、この港橋を使っていわゆる土運搬を毎日毎日してきたところでございます。ただいづれこれを撤去しない限りここにバック堤ができないと、県の事業で行いますバック堤ができないということでございまして、国道45号がことしの3

月、右岸側開通いたしました。それで現在丁字交差点になっているのかな、丁字交差点になっている箇所に建設課でこの災害復旧で道路をつけるということで、その道路が通行できる、できたことにおいてこれを撤去をする工事に入るといってございますので、現実的に30年度に撤去が完了しないという見通しを立てました。

それでこの2番目、港橋周辺の町有地換地につきましては、当初平成30年度、契約工期ですね、には完成したいというふうに考えておったんですけども、港橋が撤去できない限りにおいてここの盛り土工事に着手ができないと、現実問題といたしまして。そうしたことから、港橋の撤去が終わった後しか区画整理事業において盛り土あるいは整地、区画道路の整備が完了しないということから、現在平成32年度までかかってしまうのかなということでございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 港橋周辺宅地のかさ上げですね、高さはどうなるのか、その辺もお願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 港橋周辺宅地の左岸側、区画整理エリアのこの赤く着色している側でございますが、バック堤の河川堤防ですか、の高さは8.7でございますので、それよりも、今詳細の設計図書を持ってきていないんですけども、それよりも若干高くなる、整備されるというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。中橋工事、この周辺工事が3カ所あるわけなんですけど、ここが2年ずつぐらい延びるということで、この場所って意外と早く橋脚はできたのですが、この時間がかかっている理由というのはなんなんですか。志中橋、あそこは1年ぐらいできていのにここが2年かかる。大工事だとは思いますが、これまで震災後の3年ぐらいには橋脚工事が始まっていて、いまだにあと2年かかると。これはどういった理由なのか、その辺お聞かせください。

あと前者も話していましたが、この港橋の東側ですか、ここの防潮堤整備8.7メートルだと思いたんですけども、それはわかるんですけども、そうするとここは8.5メートルまで土で埋めて防潮堤をつくると。その場合に多分橋はそのときはもう既になくなっていくのかなとは思いたんですけども、そのときは現在建設課で進める高野会館側に落ちていく道路に道路が整備になって、そこからトラックで土を運んでいくのかなとは思いたんですけども、その

辺どういった形でこの部分ですね、港橋のかさ上げ、どんな方法でやっていくのか。

あと一番ちょっと不安になったのは、16号の議案でも話していましたが、この盛り土してある高野会館の前の土地に盛り土が今後使う盛り土として置いていますが、この土地の所有者にはこの盛り土を置くということは承諾済みなのか、そしてこの土地の関係の町の買い上げ、これは済んでいるのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず中橋の周辺の関係から答弁させていただきます。

橋台が早くかかったと思うんだけどというお話でございました。確かに左岸側の橋台につきましては、多分感覚的に早かったのかなと皆さん思われるかと思いますが、千葉議員とくにご承知かと思うんですけれども、旧八幡橋を国道45号の迂回路としてずっと使っておりました関係上、新しくかける中橋のすぐ北側ですよ、北側に八幡橋がございまして、国道を供用開始するまであの橋が撤去できないということで、その脇にございました中橋の右岸側の河川工事が左岸よりも1年以上おくれておりました。これが何でという部分についてのお答えといたしましては、国道の切りかえがどうしても時間がかかったということが要因の一つとして挙げられます。

今後なんです、平成32年度、まだ完成まで2年かかるんですけれども、これは中橋の工事、かけるところの河川堤防、これの工事に所要の日数がかかりますので、それとの工事調整をしていくとどうしても簡単にはなかなかかからないということでございます。

あと港橋でございしますが、港橋の左岸側の盛り土、あとは区画道路の工事といたしましては、港橋を町が撤去した後において宮城県が河川堤防の築堤の盛り土工事、そして一定の放置期間を置いて護岸工事をしていくわけでございます。その後河川工事の進捗を見ながらその裏に当課が実施しております区画整理事業で盛り土をしてその後整地をして道路をつくっていくという工程でございます。

あと最後ですかね、高野会館の周辺の私有地の盛り土の件でございしますが、ちょっと今きれいな資料を持ってきてごさいませんが、基本私有地、民間の私有地に土を仮置きをさせていただきたいという場合は、当然無断で置くことはなくその旨の了解をいただいた上で置かせていただいているというものでございますので、その点につきましてはご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 震災後に西側の土地に関しては、どうしても東側の土地を優先に買い上

げてそこを整備して換地して住民に渡すというような方向だったんです。それが西側に関しては、祈念公園を含めてあと工事予定が何もないから私はそんなに進んでいないというような話を聞いたし、土盛りしている場所の住民にも了解がなくといたらそれは語弊かもしれませんが、ある程度こういった形で土地を使わせてもらうとか、いつまで使わせてもらうとか、そういったのが不透明なままで盛り土を置いたという経緯も多々私は聞いています。だから町側で今多分復興推進課長はこの土地が全部買い上げたかということは多分理解してなく、多分借りているし、あとは基本的にまだこの土地は借り上げの契約も全て終わっていないくて、とりあえずこれから最終的にこの土をとった時点で改めてこの地権者に相談するのかなと思います。だからなかなか町の復興に関して住民は誰も反対する人はいないんですけれども、しっかり段取りを踏んでやっていただきたい、その辺は。問題なくですね、住民とね。

あとこの港橋の東側ですか、ここの土を盛ってそこに防潮堤を立ててかさ上げすると。しかしながらこの港橋に関しては、佐藤 仁町長が新しい建設課に橋の設計ということで公募してお金もそこにかかっています。それがいつの間にか私が議員を失職したときにいつの間にかそれがなくなって、ここは解体だと。何かその経緯がよくわからなくて、その辺何でこうなってしまったんだろうということを考えました。それは復興計画の中でいろいろ変わっていったせいだとは思いますが、何かやっていることがとりあえずパフォーマンスに近いと私は思うんです。いろいろなことも。ネイチャーセンターも含め、あと港橋の件も含めて、まちづくり協議会でも議論させていただきました。しかしながらそれがいつの間にか町の事情、町の都合、復興の都合でなくなっていると。やっぱりこういったのは最初の想定のが甘さが町長にあったと私は思っています。だから今もろもろ話していましたが、なかなか土地の関係は難しい問題で、人間の感情が絡んできますので、そこはきれいに、あと事業所の再建もかかわってくるので、その辺は住民との会話を密にして、町長が表面に立ってそういった住民に説明をすると。そういった場を設けてやるべきだと思います。役場の職員任せではなかなか町民には伝わらない部分もあるので、その辺町長いかがでしょうか。今後土地に関しては町長が率先していくと、相談すると、相談に答えると。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 前段の部分、私からご答弁申し上げます。八幡川の右岸側の民有地に関しましては、当初ちょっと長くなりますけれども、当初二十数ヘクタールの公園と

いうふうには町では考えたところでございますが、復興庁とやりとりをする中で現実的には6.3ヘクタールの祈念公園、そして残る土地につきましては左岸側の区画整理事業を実施する区画の町有地との土地交換事業ということでご提案を申し上げざるを得ないということで、何度も何度も説明会をさせていただきました。ただ結果として左岸側に残るという方もいらっしゃいました。その方々につきましては、当然町のほうでその宅地につきましては前議案と絡みますけれども、乗り入れ口を当然道路を整備をいたします。右岸側の町有地につきましては、現在復興庁とやりとりをしておりますが、自然的な土地利用ということで何とか一定の整備ができないかということで現在検討しているというところでございます。まず私からは以上です。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 土地の関係でご質問でございますが、千葉議員は今土地のことということでお話ししますが、基本的に町としてやってきた仕事というのは土地だけではなくてさまざまな復興事業に取り組んでまいりました。全て町民の皆さんと絡んでいる事業でございます。そこでいちいち、いちいちといいますか、担当課がそれぞれ分担をしながら、それぞれの町民の皆さん方といろいろ交渉ごとを繰り返しながら、これまでやってまいりました。従いまして、そういった観点で考えれば、当然のごとく土地の交渉は管財課含めそちらのほうでやっていただくと、そういった物事の進め方をやっていますので、基本的に何か大きな問題があっても出て行かざるを得ないという部分については私が出て行くことはやぶさかではございませんが、基本的にはそういった担当課がそれぞれ復興事業について担当して当たっていくというのがこれは筋だというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 問題があったときは町長が出て行くと。それが中央団地のほうの問題だと思うんです。そのときは町長が来て住民の皆さんに説明して、そのときに住民の皆さんは町長の説明に納得できなくて別な方策を考えたということで、その町の計画していた事業がなくなったと。こういった問題が発生するから町長はもうここぞというときはやっぱり職員に任せないで、町長が行って皆さんに一言できればお願いしたいと、何とか町の復興のためだ、お願いしたいと頭を下げて言えば、それって意外と順調に片づくような、私は気がします。今後はできれば大事な時点のときには町長が出て行って、説明してほしい、毎回行けというわけじゃないのでね。やっぱり大きな西岸地区の土地の問題に関しても、町のほうで何回も住民に話をしましたが、なかなかその辺でも一発では絶対ね、復興推進課長とか今まで

の課の課長たちは苦慮してやってきたと思うんですよ。それに関して町長がやっぱり動いて、何とかお願いしたいと、町の復興のためだと、将来の南三陸町のためだということで、できれば町長が、多忙なのはわかるんですけども、必要なときには私はそういった説明の場には参加するべきだと思います。それはお願いしておきます。

あと復興推進課長のほうから高野会館の前のあの道路に関して、何かバス停というような話も聞きましたし、あとあの周辺の土地、借り上げになった、買い上げにならなかった土地を売らない住民に関しては、その土地が活着ているのでそこまでの道路を町はつくるんだというような話と受けとめました。そうするとあの辺の高野会館周辺の土地というのは、いろいろな活用の仕方が私はあると思います。あのぐらいの広さで45号線の南側の部分で何%ぐらいがまだ住民がその土地を欲しいと、まだ換地が終わっていないと、土地の売買も終わっていないと。何%ぐらいあるのか、その辺、バス停があそこにできるような話だったんですが、あとあそこの下まで道路をつくと。バス停今ないと言ったので、じゃあバス停はないと。そしてあその土地が将来的には住民がここでいいんだというときには、そこに道路もつくるといような話だったんです。その辺間違いないかお願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず1点目でございますが、志津川地区の区画整理事業、そして右岸側でも実施しております公園の事業、そしてあとは公園のエリアに入れなかった土地の活用に関しまして、当然一度でご理解いただくことは非常に難しいような中身の議論、説明でございました。当然町長、そして副町長も、今思いですんですけども、南方、志津川でもやる、南方でも説明会をやるということで、町の代表である町長、そして副町長も同席をいたしまして我々と一緒になって説明を重ねてまいったということだけは、まずお伝えをさせていただきます。今後もそういった場面等々がある場合においては、町長、副町長に説明をした上で、当然に同行するということはあり得る話でございます。

あと2点目、何か済みません私ちょっと耳が悪いのか、私がバス停ができるみたいな話をされたというふうに、私は勝手に聞いたんですけども、私はそのようにお話ししたことはございません。なのでまずこれが2点目。

そしてあと残地でございますけれども、あそこ八幡川の右岸側、多分10ヘクタール以上、祈念公園を除くとJRとの間あろうかと思っておりますけれども、多くの方々に左岸側との土地交換ということで交換の覚書を交わさせていただいております。右岸に残る方で何かしらの事業をなさりたいという方々はそんなに多くはないと。ただ私が今頭に浮かびますのは、今こ

ここにいないんだけど、遠くに住んでいるんだけど、志津川地区に土地をそのまま昔あったところに置いておきたいのという話とかもございます。ただそうした方々に対しまして、強引なことも当然我々できるはずもなく、慎重にご意向を聞きながら乗り入れ等の協議をさせていただくと、今後させていただくというようなこととございます。残地につきましては、そうそうそんなにむちゃくちゃ多いわけではございません。以上です。

○議長（三浦清人君）　ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分　休憩

午前11時19分　再開

○議長（三浦清人君）　再開をいたします。質疑を続行いたします。質疑ありませんか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）　2点ほど伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、今回42億の増額ということで、主な理由が期間の延伸などによるものという、そういう説明がありました。そこでもう少し詳しくそのおくれた主要因について、説明には関連事業との調整及び換地その他とありますけれども、もう少し詳しく伺いたいと思います。それがまず第1点目でして、第2点目は説明にもあったんですけれども、換地が81.6%引き渡し、そういう説明がありました。そこで伺いたいのは、33ページのこの図によりますと、29年度の引き渡し分とある中で、この道の駅の分と商店街の分のも載っていますけれども、この土地は個人の土地となったのか、町の土地なのか、その点。

あともう1点は今言った土地の道路向かい、最近町内の事業者の方の駐車場という看板も出ました。そこで細かいようなことなんですけれども、あの道路向かいの土地、多分2カ所ぐらいなっているんですが、その換地について希望がほかのところからはなかったのか、こういった換地二つ分しかできなかったのか、そういった要因をおわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　まず1点目、5年間ということで走ってきたんですけれども、結果7年間ということとございます。細部説明でも申し上げましたが、じゃあ最初5年間って何を根拠に決めたのや、お前という話かと思うんですけれども、先ほど言ったとおり、お話しさせていただきましたとおり、当初5年間でできるのか4年間でできるのか7年でできるのか10年でできるのかという具体の工程を全部詰めた上で、スタートしたわけではないと

いうのは多分今野議員は当然にご理解いただけるものかと思います。去年、実は去年の6月ぐらいから最終的な今回の変更増の見通し、金額のはじき方を1年以上前から始まったんですけども、どうしても32年度まで押すと、かからざるを得ないという一つの要因といたしましては、八幡川の資料にも添付させていただきましたが、にかける橋がございます。この橋梁の工事がどうしても時間がかかるということでございまして、現在ただ単に土を盛って築堤を護岸を張ると、そこにどんと橋をかけるという工事では当然にございまして、地盤の調査から始まって、河川は県事業なんだけれども、じゃあ町のほうに委託をしようとか、橋をかけるのは町ねと、じゃあ町に委託をしようとか、お金を取りに行かなきゃいけないと、そうこうしている間にボーリングをしたら支持層が大分下にあるということで、今度は河川のアバット、橋台の設計も変えなきゃいけないねとか、いろいろな河川回りはもろもろさまざまな要因がございまして、どうしても完成時期が押してしまう傾向にございました。

あともう一つは、よく私ども言うんですけれども、おくれたという言い方もできるんですけども、結果として志津川地区の復興事業は7年間かかったと。かかるんだと、かかったんだねということなのかと思います。こう言うと非常に他人ごとのようにございしますが、何も仕事を捨てていた、ほっぽっておいたわけではございまして、毎日毎日志津川地区の復興事業、さまざまな事業を抱えながら調整をした結果として、やはり7年間事業期間が必要だったというふうに考えていただければと思います。

あとさんさん商店街の宅地に関しましては、これは町有地換地でございます。そしてもう一つ、その398号の向かい側の換地の件でございます。398の向かい側の換地以外の宅地、民有地換地すべからくなんですけれども、申し出換地と申しまして、希望をここに換地してほしいという希望をとっております。それでその結果として、今ちょっと資料を持っていないんですけども、9割以上の方々が第一希望ということで換地されているというふうに考えております。重複した場合は現地からの距離とかということで、誰々の仮換地ということで決定するというルールに基づきまして、換地を定めてきた経緯がございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 期間の延伸については課長今答弁あったように、橋とか川、こういったものが主な要因で、そのほかさまざまな事業を抱えていてこのような時期になったと、そこはわかりました。

次2点目なんですけれども、この換地についてなんですが、商店街と道の駅の方は町有地、

ただ中に45号線沿いの1カ所はあれは私有地ということで、そこはわかったんですけども、ただその道路向かいなんですけど、私この商売というか商圈というんですか、以前十日町、五日町、道路沿いにいっぱい店がありました。そういったことを思うと、その398を挟んだ保育所の下あたりは、私多分小さく小分けしてそして商店街に入れなかった、入れなかったという表現もあれなんですけれども、店舗を構えたいという、そういう方たちに私はここ換地になるんじゃないかと、そういうふうな勝手な思いがあったんですけど、ただ29年換地して町内の事業者さんの駐車場という看板を見たときに、これ貸しているのかなとか思って、そういう個人的に思ったんですけども、ただそういう中でそういう小分けができなかったのかどうか、今となっては多分遅いんでしょうけれども、もしくはこれからでもそういった所有の方にどういった使い方をするのかわからないんですけど、あえて地域の小さな商売を考えている方たちに貸してあげるといって、そういう方策もできると思うんですけども、あともう1点は町長、先の一般質問の答弁でもあったんですけど、回遊する商店街というか、地域ってそういうことを答弁にありました。そこで道の駅の向かい側もそうなんですけれども、45号線の向かいの今海産物というかできた、ああいったところはそういった商店街が、個人商店が入れるような、そういう考えというか、のもとでの換地があったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず398号のさんさん商店街の向かい側の議員お尋ねの街区の当該地につきましては、使用収益換地と申しますが、宅盤の造成が完成いたしましたので、申し出換地なさっておられた方にお引き渡しをさせていただいた土地でございます。町といたしましては、後段の質問にもございましたが、さんさん商店街で事業を再建をされない方につきましては、その南側、今しおさい通りと言っておりますが、そちらのほうに申し出換地、換地を希望なさってはいかがかということ、ある種の政策誘導のような提案はさせていただいてまいりました。そうした中で現在飲食店、そしてあとはお土産屋さんが現在再建をされているということかと思えます。

それとしおさい通りの街区につきましては、そういったお店等を再建を考えておられる方々が換地先として希望もされておりますので、また町有地換地も複数ございますので、結果として町有地換地もあるというようなところでございますので、換地を求められた方、そしてあとは町であそこの使い方、にぎわいづくりにつきましては、今後鋭意検討していかなければいけないところなんだというふうに理解しております。以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の答弁で大体わかったんですけども、そこで換地の方法というか、申し出換地という今の答弁ありました。そこでちょっと戻るんですけども、その道の駅の向かい側の土地は、これ一人、1カ所だけの希望だったのか、複数あったのか、そういったところとあとどうしても宅盤を刻めなかったそういった理由と伺いますか、そこもあわせて伺いたいと思います。

あとしおさい通りに関してなんですけれども、希望は何件ぐらいあったのか、そして宅盤はそのしおさい通りとしての商店街を結成するような、誘導するような刻み方だったのか、そのところを伺いたいと思います。何せ今回の追加でも40億円というお金です。そういったお金が、やはりこの商店街初め地域のこの商売なさっている方たちに少しでも有効になるような、この宅盤の刻み方初めそういったことがなされたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず398号の東側の街区につきましては、今ここの東側に街区、宅地を整備しますという考え方を町で決定をいたしまして、このエリアに申し出される方、どうぞ申し出されてくださいというのが流れでございました。その結果、質問にございましたが、この東側につきましては、複数の区画がございますので、大規模な一つの区画だけではございません。ここに希望された方が複数人、この街区に複数人いらっしゃいましたので、その方々、個別にやりとり、相談、希望等も聞いた上で位置と乗り入れ等々も含めた街区形状、あとは位置についてしっかりと相談をした結果として今だということをご理解いただきたい。何も一つだけの宅地ではございませんということがまず1点。

そしてあと2点目でございます。いわゆるしおさい通りにつきましては、結構な面積ございますが、例えば今現在建物が建って再建されている方もおりますが、今後再建されるだろうと思われるお店屋さんとか複数ございます。それでここの街区も今ちょっと数字として持っていないんですけども、宅地の区画は20以上ですね、街区が切ってございます。ここも希望されたこのしおさい通りの街区の両サイドの街区を希望された方々とお話し合いを重ねた結果として現在の仮換地ということでございますので。ただ一つつけ加えれば、町有地の換地があると、できれば多くの方々に仮換地先として希望していただきたいかった町有地が全部ないような状態というのが我々としては望むところだったと思うんですけども、結果として町有地換地もございますので、ここにつきましては公募とかあとは政策的に何かできないかということで町として現在検討しているというところでございます。

それであと3点目なんですけれども、今回40億円の増額ということでございます。説明でも申し上げましたが、いわゆる新たな工事にかかわるものというよりは、期間が延びることによって5年間ということできざまな諸経費とかあとは現場を動かすための宿舍とか、そういうバックヤードにいる方々の人件費等々がどうしても確保しなければいけなかったということで、復興庁と協議を重ねてまいりまして、何とか予算、復興交付金が確保できた現在において提案を申し上げたというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに本案に対し反対討論の発言を許します。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） それでは反対の立場から討論いたします。

一事業所に町が腐心することはできないとの発言が町長からありました。さんさん商店街も一事業所の集まりなら、ホテルの点々マップによる協力店も同じと考えます。被災地となり互いに助け合いまちづくりをするのは当然と私は思っています。港橋、ネイチャーセンター再建計画の当初の地区民との願いや港橋の再建には公募もしていたのに中止となり、無駄に限られた財源を使いました。八幡川の整備は九つの整備が延びたことで42億9,000万円の増額があり、町長提出の議案は余りにも自分勝手な先を見通すことのできない町長の甘さがあるとも思います。これもまた想定外なのでしょうか。

新井田川には五つもの橋がかけられ、小さいものを含めれば六つの橋の整備がありました。少しは整備を減らし、八幡川の港橋の避難機能、親水性を考慮した志津川市街地の整備をお願いしたいと思います。バランスを欠いた志津川市街地の整備が町と国、UR都市機構の計画のままに工事が進んでいます。大震災の交通渋滞で多くの悲劇があったことをお忘れではないでしょうか。今後進められる国道から海に取りつけ道路は志津川市街地の親水性を考え、回遊性、そして町民、観光客の避難道路の確保に言葉とは裏腹な町長の政策計画を私は感じます。

総務常任委員会で以前和歌山に行った折、低地部からの高台への避難道は市街地では50メートルおきに高台までつながっていました。南海トラフが今後発生との予想から、既に観光客、地区住民を守るため自治体の整備がある中で、高野会館は勝手に整備してください、は余りにも無責任な町トップの発言としか思えません。こうしたことを考慮しても、今回の108号の町の議案の一部について反対をいたします。

議員の皆さんには今ここで足踏みしても、将来の南三陸町のあり方を考える上でも構想の

再検討を促す意味でもよろしく賛同をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 次に賛成討論の発言を許します。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 12番菅原辰雄は、本案に賛成の立場から討論をいたします。

今回の増額42億円。数字だけ見れば巨額でございます。しかしながら先ほど来説明があったように、平成25年度に緊急性、緊急度を鑑み、細部計画まで立てず、計画というか細部設計まで起こさずに進めてきた事業でございます。説明による5年間で労務費、単価費、さまざまな分野の値上げ分があった、さらには諸般の事情で橋梁等の工事もおこなっている、関係事業者各位はそれなりの万全の努力をして本日に至ったわけでございます。本案に対してさまざまなご意見もあろうかと思えますけれども、計画どおり農地等のように補完工事などできないような万全な工事をして、一日も早く復興が完遂するように事業者各位に特段の努力を求めて、私は本案に賛成するものであります。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） じゃあ賛成の立場からとらせていただきます。

一つ考えていただきたいのは、7年前先が見えなくとも一步を踏み出さなければならない状況にこの町はあったということだと思います。全て先が見通し切った上で進めるのが本来の手順ではありますが、あの町一つが全て消え去ってしまったという状況の中で、どういう町を描いていくのか、誰が見通せたでしょうか。走りながら事業を進めてきた結果が5年では終わらずに7年ということでございます。もしも復興計画が全て詳細に設計ができた上でまちづくりを始めようと、そういう決断をしていたのであれば、この町の人口はもっと減っていたでしょう。いまだに発注ができない工事もあったでしょう。それをぜひ考えていただきたい。

増額の理由の中にもさまざまなものがございました。町の中心部の街区を一刻も早く町民の皆様へ引き渡しをしてお使いいただくという観点に立って先行引き渡しをした結果、経費が増大したというものでございますので、増額分に見合うだけの町民に対しての利益、効果があったものと私は判断いたします。また、この復興計画がいびつなものであるかどうかということは今この場で判断するものではなく、後世に渡ってこの町に住み続ける我々世代、我々の子供の世代が判断することであろうと思えます。その中で懸命にデザインしたグランドデザイン、この計画を批判することよりもこの町をこのグランドデザインの上に立った町をどうやってすみよい町に補完していくかということこそ我々議員は考えるべきではないでしょうか。

以上の理由から私はこの議案には賛成をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ私は反対の立場から討論させていただきます。

本来このような多額の追加費が出たのは、前議員が言われたように、大切なのはグランドデザインだったと思います。隈さんに全て、祈念公園初めお願いすればしっかりしたグランドデザインのもと復興計画が進んでいったんだと思います。それを隈さんに全てを任せなかったから、私はこういった多額の追加費が出たんだと思います。そのような思いから本案に対して反対とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第108号を起立により採決いたします。

本請願は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第109号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第109号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第109号業務委託変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において県からの委託により整備を進めている志津川地区一般国道398号及び一般県道清水浜志津川港線整備事業業務に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは議案第109号業務委託変更契約についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の35ページをごらんください。

平成26年9月、独立行政法人都市再生機構URと委託契約を結び、業務を進めてまいりました国道398号及び県道清水浜志津川港線整備に関します業務に関しまして、今般事業完了に伴います事業費の精算をしたいため、議会の議決に付すものでございます。

既決の契約金額から768万円を減額するものであります。なお、本業務委託期間は本年10月31日までといたしておりますが、現場の工事は何とか今月中には完了する見通しでございます。

国道398号に関しましては、工事延長466.5メートル、県道清水浜志津川港線に関しましては、工事延長853メートル、いずれも幅員16メートルの道路工事であります。本工事に関しましては、当町が実施しております区画整理事業エリア内ということもございまして、町が宮城県から当該工事を受託し、それを区画整理事業を実施しているURに町が業務委託し、現在に至っているというものでございます。

減額の要因でございますが、一言で申せば現地精査に伴います土工数量の減であります。細部を申しますと、国道398号に関しましては、当初の計画では完成までに迂回路を2回設置する計画でございましたが、結果として1回の切り回しとなったことによります仮設費の減、そして県道清水浜志津川港線に関しましては、当初計画よりも施工延長が延びたことによります舗装面積の増などが変更の要因として挙げられます。これ以外にも細かな変更がございましたが、これらの変更要因を精査いたしました結果として、768万円の減額ということでございます。

36ページ、37ページには、変更仮契約書の写しを、そして38ページには委託業務の範囲を朱書きで明示しました図面、添付してございます。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑願います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第6 議案第110号 普通財産の無償貸付けについて

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第110号普通財産の無償貸付けについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第110号普通財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。

本案は一般国道45号歌津大橋迂回路工事に伴う町有地の使用貸借について、国から協議がなされ、当該工事の期間無償にて貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） それでは議案第110号の細部説明をさせていただきます。

本議案は、普通財産である土地につきまして国を貸付相手としまして無償で土地を貸し付けるものであります。議案書22ページをごらんください。

貸し付けします土地の一覧となります。南三陸町歌津字伊里前41番1ほか11筆、貸し付け合計面積が4,479.29平米となります。

具体的な位置につきましては、議案参考資料の39ページをごらんいただきたいと思います。

資料位置図になります。図面の中央が伊里前地区になります。中央に黄色い線で示してあり

ますのが国道45号線の計画道路であります。この計画道路の下の部分の三島神社の参道付近から旧歌津大橋のたもと付近までの部分、それからさらに気仙沼方面までいった先の町道と交わる部分、この土地について貸し付けを行うものです。貸付期間は平成30年11月1日から平成33年3月31日までとなります。貸し付けします土地の詳細につきましては、次ページ40ページのとおりであります。

細部説明を以上で終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 貸し付けの目的ですね、何のために使われるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） この土地につきましては、国において45号線の工事の迂回路として使用したいというところであります。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 迂回路ということは車が走るということで理解するんですけども、ではどうなのか、資料の40ページに色づけされていますけれども、その迂回路という道路、どういうふうに通るのか、この39ページと40ページ対比して見て、ちょっとどういう線で、色づけされていないところも迂回路としてということで理解していいのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 貸し付けの申請を受け付けた際に国のほうから確認している部分につきましては、現在も国道45号線につきましては迂回路が回っております。現道の漁協前付近のところから歌津大橋がたもとの付近まで仮設で道路を回すというところで、そこから先については今廃止、使っておりません45号線の前の道路ですね、そこを通りましてまた今信号点滅になっていますかね、あの今使っている国道45号線までつなげて、仮設で使うというような内容で聞いております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） じゃあ39ページの位置図ですね、これが完成する予想図ということで理解しているんですけども、平成33年、平成32年度までにこの45号線は完成するという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） その完成の詳細につきましてはちょっと厳密には申し上げられませんが、貸し付けする期間でとりあえず足りるということで聞いておりまして、これが貸し付け期間を延長しない形でということでの申請がありました。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7	議案第 1 1 1 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 8	議案第 1 1 2 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 9	議案第 1 1 3 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 10	議案第 1 1 4 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 11	議案第 1 1 5 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 12	議案第 1 1 6 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 13	議案第 1 1 7 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 14	議案第 1 1 8 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 15	議案第 1 1 9 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 16	議案第 1 2 0 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 17	議案第 1 2 1 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 18	議案第 1 2 2 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 19	議案第 1 2 3 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 20	議案第 1 2 4 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 21	議案第 1 2 5 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 22	議案第 1 2 6 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 23	議案第 1 2 7 号	普通財産の無償譲渡について
日程第 24	議案第 1 2 8 号	普通財産の無償譲渡について

日程第25 議案第129号 普通財産の無償譲渡について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第111号普通財産の無償譲渡についてから日程第25、議案第129号普通財産の無償譲渡についてまで。

お諮りいたします。

以上19案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって本19案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本19案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第111号から議案第129号までの19議案、普通財産の無償譲渡についてをご説明申し上げます。

本案は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し、本町に無償譲渡されたいわゆる事務用仮施設について、東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸し付けに関する条例による貸し付け期間が本年度末に到来することから、今後における中小企業等の振興、経済活動の持続や雇用の確保、地域経済の活性化などを図るべく、入居する事業者に対しそれぞれ無償で譲渡したいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それではただいま一括上程されました議案第111号から議案第129号までの19議案、普通財産の無償譲渡について細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては、ただいまご確認いただきましたページ23ページから41ページまでとなっております。

本案は、町長提案理由で申し上げましたとおり、独立行政法人中小企業基盤整備機構、略称を中小機構といいます。こちらが整備し、町に無償譲渡されたいわゆる事業用仮設について、

これまで東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸し付けに関する条例に基づきまして、入居事業者に無償貸し付けの上活用を図ってまいったところであります。ただしその活用の貸し付けの期限が本年度末の平成31年3月31日までとなっていること、またその中小企業が設けております制度でございますこの施設等々を解体する際の助成制度である仮設施設有効活用等支援事業、この事業の制度期限も同じく本年度末となっていることから、町といたしましては、入居事業者の皆様にご意向調査を実施させていただき、今後の中小企業の振興、経済活動の持続、それに伴います雇用の確保、地域経済の活性化を図るため、入居事業者に対して仮設施設を無償で譲渡することとしたため、地方自治法第237条第2項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

続きまして議案関係参考資料の41、42ページをごらんいただきたいと思います。

41ページにつきましては、施設の位置図を掲載させていただいております。地区ごとに状況を申し上げますと、入谷地区が4件、志津川地区が4件、歌津地区が11件となっております。合計いたしますと19件、19の施設ということになります。

譲渡の相手方の前に、議案番号の若い順から丸数字で番号を付させていただきました。この番号は次のページに一覧表を掲載させていただいておりますが、その番号と整合してございますので、あわせてご確認をいただければと思います。

これまで町に整備されました事業に用いた仮設施設につきましては、最大で21地区、85の事業者にご活用をいただいております。このうち、二つの仮設の商店街及び造船場が既に本設意向による施設の撤去をしております。さらに今年度解体を予定しております施設を加えまして、今回議案で提案させていただいたものがそれ以外の全てということになりますので、ご決定を賜れば町が所有する事業用仮設はこれでゼロという見込みとなっております。

なお実際の譲渡の時期につきましては、ご決定を賜りましたあとに譲渡契約の手続きとか建築関係の手続きを具体的に進めてまいりますので、年明けの1月ころから順次とさせていただきます。

以上簡単ではございますが、細部説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 町が無償で譲渡したものを利用者にも無償で譲渡するというようなことで、この譲渡した際にこの物件の価値というのはどうなるのかですね。無償だからゼロなのか、

それで税法上はどうその利用者が扱うのか、その辺と、それからこの資料を見ると一棟で二つあるいは三つその利用していた際に、その中から例えば2人で利用していたのが1人やめて1人受けるというような場合のその建物はどうなるのかね。内容。その1人分は解体するのか、あるいは1人でその2人分を受けるのか、その辺ですね。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 税法上の部分についてお話しいたしますと、譲渡後適正に評価いたしまして課税することになると思います。取得時点が1月1日現在ということになりますので、来年度以降になると思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 議員からご指摘がありましたとおり、当該施設は利用する際に当初より複数の事業者さんをご利用いただくということで整備をした事業所でございます。今回譲渡につきましては、入居事業者の皆様にご相談、事業者さん同士でご相談をいただきまして、棟1棟を全てお一人の方に譲渡するというお話合いをしていただきましたので、議案で先ほど譲渡の相手方ということでご提示をさせていただいた方に全てを譲渡させていただくという手続きになります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） その最初の税法上の問題ですけれども、そうすると来年からその固定資産税、あるいは建物等の土地は私用と町のものがあるんだけど、町の方は恐らく使用料を取るんだらうから、それで個人のは固定資産税ということになるんでしょうが、その適正な物件の価値というのはどのような捉え方をするんですかね。適正なというのは。ある程度考えとか持っているんですかね、今の段階で。

それから二つ目の1棟複数あったものを1人で受けるということについて、ほかの解体する物件もあるわけですから、その物件は一般の方々には譲渡できないのかね。その辺はどうなんでしょうかね。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それぞれ違うと思いますので、建物ごとに評価してみないと一概にこうだというふうには言えないと思います。あと課税の時期なんですけれども、来年の1月以降ということでしたので、1月1日現在の使用でないと31年度から課税にはならないということで、32年度からの課税になると思われま。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 今回の提案させていただいているものとは別に、年度内に撤去を予定している施設が二つございますが、これにつきましては、新たな事業者を入居させて転用することは予定をしてございません。当初より解体をするということで手続きを進めてまいりたいと思っています。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） その税の問題の、税の分については当初無償で町は受けたんだけど、実際に建設するときにかかった数字、数字というか費用、費用から5年程度使っているわけだから、その部分を償却してそして試算するのか、どのような試算をするのか今の考えというのはいないんですか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 償却資産ではなくて建物として評価することになると思いますので、中には違うやつがあるかもしれませんが。評価してからとその年ごとに今おっしゃったような形で減価されることになると思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も事業所が全部流出したもので、この中小基盤機構の制度に乗ろうかなと思ったんですけども、土地の確保とあと複数ということでなかなかこれに参加できなかったんですけども、現実的にその事業を利用した数ですね。あとは解体が何戸あるのか。その辺戸数とか教えてください。

あとさんさん商店街も中小基盤機構の中に入っているのか、その辺も含めて教えてください。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まずこの当該制度を利用しまして、町に建てられた事業所の数につきましては、全部で21の地区に対しまして、全体とすると85の事業者さんにご利用いただいたということになります。

それから解体につきましては、仮設のさんさん商店街、それから歌津の復興商店街、それから志津川の市場付近にありました造船場、この三つを既に解体をしているという状況でございます。そのほか年度内に二つの事業所の解体をこの案件とは別に予定をしているというところでございます。具体的には志津川地区の大森地区にある事業所、それから入谷の鏡石にある事業所を予定しているところでございます。

それからさんさん商店街がその仮設事業所内、この状況にないかということなんですが、

以前の仮設の商店街は当該制度を利用して整備された事業所でございますが、現在もう本設に移行されているということで、本設につきましては、この制度は活用していないということになります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の課長の説明ですとさんさん商店街、そして歌津の商店街、これだけでも随分な30とかそれぐらいの数になると思いますが、この制度を利用したことによって南三陸町の商店街は生き残ったと言っても私は過言ではないと思います。だからこの制度に商工会そして町がかかわってこの事業を使ったのは本当にいいことだと思います。

ただ今後の問題として、その建物が中小基盤機構から本設の形でもって譲渡された会社が受けるということなので、やっぱり固定資産税とかその辺がかかわってくると思うんですが、今の町民税務課長の話ですと、結局31年の経過を見て32年から固定資産税として発生するような話だとは思いますが、基本的にその土地は先ほども前者も聞いたんですが、町の土地と個人の土地というような形であって、とりあえず中小基盤機構の建物を建てた会社というのは基本的に土地に関してはお金が発生しないのが基本みたいな形だったんですが、基本的にその地権者の方と建てる方の中で内々でもって決めごとがあって、これまで使っていたという経緯だと思うんです。それで今回本設で譲渡というような形になったときに、個人所有地でその方が町の人で、これまで結局中小基盤機構で貸したけれども、幾らかの譲渡、土地を使ってもらうことによって御礼みたいなのは多分あったと思うんですけれども、今後のその固定資産税は地権者の方のほうに行くと思うんですよ。そして今中小基盤機構を利用する方がどういった形でその固定資産税を払っていくような状況になるのか、その辺わかっていたら教えてください。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 当該施設の運用に当たりまして、全てを町有地に整備できればよかったんですが、残念ながら被災後の用地確保が難しかったということで、私有地を町がお借りをいたしまして、そこに施設を整備をさせていただいたということでございまして、現状も町は無償でお借りいただいているというような状況になってございます。

従いまして今回の建物、参考資料の42ページごらんいただきますと土地の所有の関係が書いてあるんですが、3軒を残して全て私有地に建っている建物ということでございます。ほぼほぼその上に建っている建物を使用されている方も同一の方というケースが多うございますので、ご本人も今後の活用に対しては有効に活用していただけるというふうに思っておられ

ます。これまで無償という中で運用をさせていただいておりましたので、今後譲渡することによって、確かに一定のご本人の負担は発生すると思います。ただしそれを経済活動としてはある意味必要な部分でもございますので、そこも見据えて今後有効に施設を活用していただければと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この制度を活用して今事業を行っている方、できれば町の水産業、全ての産業に関して深くかかわって、町の復興に込めている会社だと思うんですよ。ですから固定資産税含めて町の軽減策とか、その辺をできればとっていただきたい。なかなか中小基盤機構でその建物が残っていても、経営的には大変だという話も私は聞きます。だからそういった面で町のこういった譲渡しても、そのあとの固定資産税とかその部分の軽減策、その辺はできれば町のほうに講じていただきたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 現在のところこれらを優遇するような税制にはなってございませんので、通常の課税になると思われま。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 普通の課税ということなので、本設というような形の場合は住宅の場合は本設してからやっぱり減免期間があったりするんですが、そういった住宅の減免策とかそういうのも今回の中小基盤機構の町からの建物の譲渡に当たっては、そういった年度ごとに減免されて最終的には3年後に正規の固定資産税をもらうとか、そういった形ではないんですか。最後にこれだけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 事業用の資産でございますので、今のところはそういったところはないと思います。ただこれまで有利に使っていただいたということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では2点ほど伺いたいと思ひます。

先ほど課長の説明で、21地区85事業者ということで説明ありましたが、これってグループ下でやったあれなんですよ、確か。違いましたっけか。中には。それで85のうちでだぶってというか、同一の業者が85の中に含まれていなかったのか、建物自体は確かこの制度を導入するときに、誰でしたっけ課長さん、前課長のときの説明では、将来的に譲渡という

か、そういう話、質疑があった記憶があるんですけども、そこはそこでわかるんですが、そういった旨初め、もう1点はこの建築の種別のところで仮設と一般とあるんですけども、これ仮設と普通に建てたというその違い、あともう1点仮設の耐用年数ってどうなのか。あるのかないのか、その点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 先ほど言いました全体ですね、これまで整備した全てにつきましては、21の地区に85、都合ではなくて85社ですね、だぶりなくて85社の皆さんにご活用いただいたというような状況でございます。そもそも整備いたしました中小機構、それから財源の元手となる復興庁も含めまして意向とすると、有効的に今後も使っていただきたいということもございましたので、町といたしましても今回の譲渡というような方向性に至っているというような状況でございます。

それから資料の42ページの中にその建築の種別ということでございましたが、整備していく中で一定の期間まではその一般の建築、普通のいわゆる本設といわれる扱いで整備を進めていったんですが、東日本大震災のその被災の状況を受けまして、特別な法律が成立されたことによりまして、この建てるときの要件に一部緩和がされたというような状況でございます。これ以降当町のみならずこの事業用仮設を建築していく自治体につきましては、建築基準法の85条の適用を受けまして、若干その緩和措置が設けられました。その中で当町に適用されたほとんどにつきましては、一年ごとの許可更新という種別の適用を受けてございます。それがこの資料で書かせていただきました仮設という扱いになってございます。ですので現在も一年ごとにこの既設の許可更新業務を行っているという状況になってございます。

それから耐用年数につきましては、そのそれぞれの建物ごとに違うようございまして、ちょっと私はっきり今その数字というのは持ってございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） だぶっていないかというのは。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私もそのだぶっていないかという部分確認したかったんですけども、85社という社なんですね。それでこの建物自体は一つに幾つ入っているというのもあったんでしょうけれども、それで建築物は何カ所にできたのか。数地区ですよ。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 1時54分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） その業者さんの数がだぶっているかどうかを伺いたと思います。

あともう1点は、仮設の場合1年ごとの許可ということなんですけれども、これ1年ごとの許可で5年たっていて、下手するとということはないんでしょうけれども、もし来年、来年とはいわずとも2、3年でその許可が下りなくなったといった場合は、当然その事業所が補強なり解体するということになるんでしょうけれども、その点無償だからということであれなんです、大丈夫、大丈夫という言い方もあれなんですけれども、その譲り受けた事業者が不利益を被らない、不利益といっても今まで使ってきたので利益はあるんでしょうけれども、新たなこの費用とかが発生しないのかどうか、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） その事業所のだぶりということでございますが、施設整備当時は先ほど申した既に解体している商店街が二つあって、たくさんの方が入居されていたということで、店舗運営をされていた事業者さんの中には作業場と地区が別なところに、いわゆる地区が別なところに二つというんですかね、使用していたというところもございまして、現状は全て1社というところになってございます。

それから今回お渡しする施設につきましては、現有のままお渡しするということを基本に考えてございます。ただし施設自体はそもそもは中小機構が整備した施設でございますので、一定の整備基準は満たしている建物になります。また、整備された年度も若干違いがあるということになるので、長い方ですと7年近くになっているというような状況もございまして、ですので今後これをお渡しするとなりますと、ご本人の財産ということになりますので、以後発生する不具合についてはご本人で修繕等々の対応を図っていただくということになるかと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料の42ページの右のほうですけれども、土地の欄があります。私有地それから町有地と二つの種別がありますが、今回この無償譲渡される財産は全て建物ということで、土地はここに書かれていません。それでこれら建物ですね、譲渡する建物が建てられている土地というのは、この私有地の場合それぞれの事業主さんがもともと持っている土地に建てられた建物ということでよろしいでしょうか。それが1点と、あと町有地に建てられた建物ですね、これは建物は無償譲渡されますが、この場合は土地はどう

なるのか、賃借料が発生するのか、いわゆる家賃というか土地代ですか、そのあたりはどうなるのか、その仕組みを教えてくださいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 私有地につきましては、今回お渡しする相手の方が、ご本人が所有している土地もございますし、いわゆる第三者の方からお借りしている、町が現在お借りしているという土地になりますが、今回のその意向調査、この譲渡についての事前に意向調査をさせていただいた場合に、お譲りする場合は土地をお持ちの方からご了解をいただけますかというのをおわせて確認をさせていただいておまして、その確認がとれたところにつきましてご提案を申し上げさせていただきます。ですのでだめだと言われた土地はないということでございます。

なお町の町有地につきましては、今後ご決定賜ったとあとに具体的にはお話を進めさせていただくんですが、買い取っていただくという方法もございますし、賃貸という方法もあると思います。賃貸につきましては、事業で活用していただきますので一定期間は活用いただくということも考えた契約内容になろうかと思いますが、当然そこに賃料は発生してくるというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

初めに議案第111号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第112号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

議案第112号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第113号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第113号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第114号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第114号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第115号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第116号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第117号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第117号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第118号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第119号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第120号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第121号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第122号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第122号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第123号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第124号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第125号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第125号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に議案第126号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第126号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第127号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第127号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第128号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第128号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第129号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第129号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は2時25分といたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時24分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第26 議案第130号 町道路線の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第26、議案第130号町道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第130号町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区沼田の町道商工団地13号線に接続する路線を町道として認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは議案第130号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の43ページをお開き願います。

位置図でございます。今回提案いたしました路線につきましては、図面上段に赤く着色した部分でございます。東山中央線と商工団地13号線を結ぶ、現在は法定外公共物となっている路線でございます。

今回震災以降、沿線にそれぞれ建物が建ってきたということがございまして、一般の交通がかなり見られる状況でございますので、これを町道として管理をしていきたいということで、今回提案をさせていただきました。

延長につきましては、約121メートルとなっております。

よろしく願います。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第130号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第131号 教育委員会委員の任命について

○議長（三浦清人君） 日程第27、議案第131号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第131号教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員山内義申氏の任期が本年11月18日をもって満了することから、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいため、議会の同意を求めるものであります。

同氏は平成26年11月19日からの4年間、教育委員会委員として本町の教育行政にご尽力を賜っております。学校教育並びに社会教育関係に高い識見を有しており、地域の人望も厚く温厚明朗で高潔な人格は、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

○議長（三浦清人君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第131号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第132号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（三浦清人君） 日程第28、議案第132号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第132号人権擁護委員の候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

本案は人権擁護委員錦部照夫氏の任期が本年12月31日をもって満了することから、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、ご意見を賜りたく提案するものであります。

同氏は平成28年1月から人権擁護委員を務められ、小学生を対象とした人権教室の開催など、啓発活動にも積極的に取り組まれ、ご活躍されております。地域の実情にも精通しており適任と思われまますので、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」

の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第132号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦清人君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第133号 平成30年度南三陸町一般会計補正予算(第3号)

○議長(三浦清人君) 日程第29、議案第133号平成30年度南三陸町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長(三浦清人君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第133号平成30年度南三陸町一般会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、入谷公民館の建設に向けた設計業務や町道新設改良工事など、緊急性、特殊性のある事業について所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三浦清人君) 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長(高橋一清君) それでは、補正予算書2ページを改めてお開きいただきたいと思っております。

今補正は、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,780万9,000円を追加し、その総額を338億4,610万5,000円とする内容でございます。

補正額を加えて通常分が82億6,774万2,000円、8267742000円でございます。率では24.5%、震災復興分が255億7,836万3,000円、25578363000円でございます。率では75.5%となります。予算全体に占める投資的経費は、普通建設事業と災害復旧事業を合算いたしますと、233

億3,240万8,000円、23332408000円となり、全体では69%が投資的経費という区分となります。

6ページをごらんいただきます。

債務負担行為補正について申し上げます。

新たに1事業を追加し、1事業を変更するものでございます。

漁港施設災害復旧事業につきましては、港地区防潮堤の臨港道路の災害復旧工事について、財源のめどがついたことにより、1億8,000万円を債務負担行為に追加するものであります。期間は31年度まででございます。

次は変更です。公共土木施設災害復旧事業ですが、補正前の限度額1億4,000万円に港橋及び志中大橋の撤去工事分を増額する変更であり、補正後の限度額を5億7,700万円とするものでございます。

続きまして7ページをごらんいただきます。

第3表地方債補正でございます。

今年度整備予定の防火水槽に係る国庫補助金が認定されましたので、その分の起債を減額するもので、限度額を770万円減額して3,050万円にするものであります。

続きまして執行予算の説明に入らせていただきます。11ページをお開き願います。

まず歳入からでございますが、9款1項1目地方交付税、補正額1億1,270万円、震災復興特別交付税の関係予算の補正に伴う増額で、歳出の水道会計補助金ほか各種事業に補填される財源となっております。

12款1項2目農林水産業費県補助金は、290万円の追加でございますが、塩水取配水施設の事業者使用料の収入で、10社分の10月から3月分までの分の計上をしております。

13款2項1目から9目の国庫補助金は、記載の各種事業に対する国からの補助金収入であります。9目の消防費国庫補助金が先ほど地方債補正で触れました国庫補助金の認定分、これを補正しております。

12ページをごらんください。

14款2項1目袖浜と平磯の集会施設の整備補助金でございます。

15款2項2目不動産売払収入でございますが、こちらは分収林の売払い収入で、大沢の山林2.3ヘクタールと大上坊4ヘクタール相当分の分収林売払いに係る収入でございます。

13ページをお開き願います。

17款2項基金繰入金は、復興交付金基金繰入金、自然環境活用センターの設計に充てる財源として、地域復興基金からはスポーツ交流村整備の財源として基金から繰り入れいたしま

す。庁舎建設基金につきましては、議案でもございましたが、廃止いたしまして一旦歳入予算に繰り入れ、その後公共施設維持管理基金に積み立てるものでございます。

18款1項1目は繰越金、こちらは平成29年度の歳計剰余金からの繰入金ということでございます。

14ページ、20款町債は、先ほど地方債補正で申し上げました金額相当の減額でございます。続きまして15ページ、歳出に入らせていただきます。

2款1項5目財産管理費25節積立金公共施設維持管理基金への積立金1億5,600万円の増でございます。こちらは庁舎建設基金からの繰り入れとなっております。

16ページでは、3款1項1目社会福祉総務費の13節委託料でございますが、こちらは避難行動要支援者システムの更新業務の委託料でございます。

それから3款2項5目保育費の7節賃金であります。3歳未満児入所保留が現在9名おりまして、臨時保育士を雇用してこれを解消するための補正でございます。

17ページ、4款4項1目上水道費19節の負担金補助金でございます。水道会計への補助金で、災害復旧事業への繰り出し基準に基づく額の補正でございます。

5款2項2目林業振興費19節負担金補助金につきましては、歳入でもございましたが、分収林組合への分収林売払い収入の中から団体への収入交付をするものでございます。

18ページ、5款3項6目海洋資源開発推進費でございますが、当初予算でラムサール登録がなされた際の登録地で開催されるこどもラムサールのイベント事業を開催するための予算を計上しておりましたが、直接経費での事業ではなく実行委員会を立ち上げて実施することになる見込みであることから、9節旅費から14節使用料までの予算を減額し、19節で実行委員会への補助金として370万円として補正するものでございます。

続きまして19ページ、6款1項5目観光施設管理費15節の工事請負費でございますが、神割崎キャンプ場整備工事750万円は、公衆トイレと浄化槽の整備予算でございます。

7款2項3目道路新設改良費の17節公有財産購入費430万円につきましては、石泉線等に係る予算でございます。

20ページ、7款6項1目15節工事請負費270万円、災害公営住宅防護柵設置工事ですが、これは志津川中学校復興住宅の歩道に障害者用の防護柵を追加設置するものでございます。

21ページ、9款3項1目学校管理費として、150万円ほど増額しております。歌津中学校大規模改修に伴う関係予算でございます。

22ページ、9款4項3目公民館費2,000万円、入谷公民館の設計工事の設計業務委託料でござ

ざいます。

10款1項3目漁港施設災害復旧費770万円、防潮堤工事に伴う買収用地登記事務の委託料ほかでございます。

12款1項2目地域復興費の工事請負費5,000万円は、スポーツ交流村線の整備予算であり、3目復興推進費の負担金補助金は、袖浜平磯の集会所の修繕補助ということでございます。予備費につきましては、平成29年度からの繰越財源を調整したものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。質疑願います。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 2点ほどお伺いして。

1点ちょっと今のご説明の中での確認をさせていただきたいんですけども、まず確認のほうから。11ページなんですけれども、歳入の塩水取配水施設使用料の、今ご説明の中で、県補助金がというようなお話があったように聞こえたんですけども、使用料ですよね、これは。ちょっとどういった発言だったのかご説明をしていただきたいと思います。

いつの期間の分ですかというのは聞こうと思っていたんですけども、ことしこれから10月から3月まで使われる分を見込んでということだったと思いますけれども、それで間違いなにかちょっとご説明をいただきたいと思います。

それで改めて18ページですけども、一番下にこどもラムサール実行委員会補助金ということで、イベントするのを内容をちょっと振り返るといいますか、実行委員会をつくってそちらに対して補助金を出すということで運営していただくということだと思いますが、減額した分と19節で出てくる370万円とちょっと合わない。それで一般財源から170万円ほど出しているようなんですけども、実行委員会にすると負担がふえるということなのか、余計に経費がかかるということなのか、ちょっとご説明いただければなと思いました。それが1点目です。

最後ですね、19ページ上のほうに観光施設管理費ということで、商工費出てまいります、工事請負費の中で神割崎キャンプ場のトイレと、そちらはわかったんですけども、その下、サンオーレ袖浜整備工事30万円と少額ですけども、海水浴場も閉まりましたので、何を整備するのか、額は少額ですので駐車場代とっておけばもっといろいろ工事できたんじゃないかなと思うんですけども、その点含めましてお答えいただければと思いますが、いかがで

すか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 11ページの塩水取配水施設の使用料の件ですが、申しわけございません。単純に読み誤りでございまして、農林水産業使用料と申し上げるべきでした。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 18ページ海洋資源開発推進費のこどもラムサールの部分、実行委員会ということで、補助金を出す際にこの一般会計の部分差し引き約170万円ほど増額になっているという部分の内容ということでお答えさせていただきます。

今回こどもラムサールを来年2月9日から11日まで開催するわけなんですけれども、所要の経費、当初一般会計からとっておりましたので、それを実行委員会のほうに移して支出するという中で、ちょっと事業の内容を改めてみて確認、あとは他市町村で行ったこどもラムサールの内容等を確認をしたところ、実際その、今回小学5年生から6年生を中心に30名人を集めるという中で、どうしてもその旅費の補助が足りないということがありましたので、その部分とあとは今回子供に来ていただくという中で、こどもラムサールのTシャツ、あとはバッグを新しくつくるという内容、あとはこどもラムサールの映像作成、映像を業者に委託してそれを作成するという内容で約170万円ほどの増額を、これを付加して実行委員会に支出するというふうな内容となっております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） では19ページ観光施設管理費のサンオーレ袖浜の整備工事、30万円についてご説明をさせていただきます。

この内容につきましては、浄化槽の法定点検の際に現在シャワー棟がございまして、シャワー棟の裏側、海側に手洗い場の水道がついてございます。この水があるんですが、そこを通しまして雨水が浄化槽に流入しているという指摘を受けまして、これを解消するための手直しの工事をさせていただくということで30万円予算を計上させていただいてございます。

なお一般質問のときにも答弁をさせていただきましたが、その駐車場代を含めた使用料の徴収につきましては、今後引き続き検討を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 11ページは読み間違いということでしたので、使用料として徴収する

ということですね。わかりました。

18ページはこどもラムサールについてですけれども、費用がふえました、わかりましたというわけにもいかないかなと。何に使うのかと、何のための増額なのかというのをしっかりとお聞きする必要があるかなと思います。そのTシャツ、バッグという話になると、またちょっと細かすぎて話が、そこまで言及していく必要があるかどうかというのは微妙だと思うんですけれども、一般財源から拠出する分が、要は町内の子供たち、将来を担う子供たちのために使われるのだという解釈でよろしいのか、その子供たちへの負担、またはもう十分なその学びの場が提供できるために増額するんだということなのかどうか、もう一度そういうことでしたらそうですと言っていたきたいですし、そうではないんですと、業者がもうけるための金ですというのであればちょっとそれはいただけないかなと思いますので、ご説明いただければと思います。

19ページのほうですけれども、あの浄化槽に汚れていない水が入っていくということで手直しだということでございました。一般質問でお伺いした部分と関連してというか、この際ですからじゃあちょっとお伺いしたいんですけれども、駐車場代もとっているところもあれば当町はとっていないわけですけれども、海水浴場でシャワーを利用するという場合にも、場所によってはそのシャワーの使用料というものをとっているところもあると思います。受益者負担というようなことを考えれば、使う、水も無限に湧いて出てくるわけではありませんから、その水道料というのはしっかりかかっているわけですので、そこも含めて委託しているわけですから、使用していただいたというか使用する方からやっぱり1回幾らととってもそれはしかるべき対応なのかなと思いますので、引き続き検討ということでございましたので、その点も検討していただけるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） こどもラムサールに関する内容をお話しさせていただきます。

議員今お話しあったように、子供たちを集めるんですけれども、実は町内の子供たちだけではなくて、全国のラムサール登録湿地、全国50カ所ほどあるんですけれども、そこから参加者を募ります。それで先ほど30名というふうなお話をさせていただいたんですけれども、町内の、今現状のもくろみとしては、町内は約10名。全国から20名ということで募集をするという内容でございます。先ほど議員から話があったように、この内容につきましては、今回このこどもラムサールというのは、2006年から実は始まった湿地の交流イベントでございます。日本だけでなく例えば中国とかインド、タイ、アジア各地でこの湿地を学ぶ舞台という

ものがこどもラムサールが開催されてきているところでございます。

今回東日本大震災以降では、初めて東北地方でこのラムサール湿地が登録されるというふうな、そういった記念イベントという意味合いもございまして、今回この南三陸町で開催することになるんですけども、今回は生物の多様性豊かなこの南三陸地域を会場に、この志津川湾が舞台となっているという中で、自然と人々の暮らしですとか、自然環境を守るために我々がどのような活動をしているのかと、そういったその土地の自然の恵み、体験及びそれを子供たちに学習していただくという中で、この当町の自然に対して、またこの地域の宝を探して、子供たちや地元の人とみんなで一緒にこの自然環境を話し合うというふうな場を持つという内容となっておりますので、そういった意味でその撮影委託であったり、あとは子供たちが一堂に会しますので、そういった意味で南三陸のこどもラムサールのTシャツ等をつくって、子供たちが一体となって全国の子供たちと遊べるような、そういった環境もつくりたいというふうな意味で今回予算を計上させていただいたという内容になっております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） サンオーレ袖浜のシャワーの件ということでございまして、今現在シャワー棟がございまして、本年度の運用に当たりましては、大変たくさんのお客様においでいただいたんですが、それも見越しましてシャワー棟まではいかないんですが、手洗い、足洗いができるような若干の水道施設を増設をさせていただいて、対応を図らせていただいたという状況でございます。

なお設備的にはもともとは宮城県の工事で整備をさせていただいているということでございますので、なかなか今の棟に使用料を設置していくというのはなかなかちょっと難しい状況もございます。とはいえ一方ではニーズにも対応していかないといけないということでございますので、仮に今後個別で増設していくシャワー棟があつて、まさに議員がおっしゃったとおり受益者負担的な部分については頂戴できるのかなというふうには考えますが、全体として駐車場も同じく、使用料としてきちんといただいていくということにつきましては、一定の手続きも必要になってくるということでございますので、駐車場も含めまして総合的に次年度以降の整備も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ではまず12ページの一番上、8目商工費国庫補助金ですが、説明のところ訪日外国人旅行者受け入れ環境整備緊急対策事業費補助金と書かれています。外国人の

受け入れの緊急対策というちょっと何か仰々しい感じもするんですけども、どういった対策のための補助金なのか教えていただきたいのが1点目です。

それから16ページ、これも一番上で1目の社会福祉総務費、説明書きの中身ですね、災害時要援護者支援管理システムとありますが、このシステムはどのようなシステムなのか、新しいシステムが導入されるんだと思いますけれども、そのシステムの内容を教えていただきたいのが2点目です。

それから17ページ中段、衛生費の上下水道費ですが、この金額が77%もふえております。大幅に増額になってはいますが、その具体的な内容を教えていただきたいのが3点目です。

それから18ページ、ちょっと先ほどからこどもラムサールの話とかありましたが、ラムサール条約に加入、これは内定したのでしょうか。何か情報があれば教えていただきたい。その中で旅費とありますけれども、旅費が105万5,000円減額になっています。これは普通旅費、どういった内容なのか、例えばドバイへの旅費なのか、それを教えていただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まず1点目のページ数12ページ上段にあります訪日外国人旅行者受け入れ環境整備緊急対策事業費補助金、事業費名がちょっと長いんですが、国で予定されている事業名ということでちょっと長い名称になってございますが、今回この補助金を活用いたしまして、予算書ですとページ数19ページの観光施設管理費の神割崎キャンプ場整備工事の中の公衆トイレの洋式化を図らせていただきたいという内容でございます。当分2020年オリンピックも控えてございまして、また東北宮城含めてインバウンド事業に取り組んでいるという状況もございまして、当町におきましてもその状況に対応する環境整備を進めていきたいということで、今回神割崎キャンプ場の入り口に白いトイレ棟が1点あるんですが、そこの便座を洋式化を図らせていただきたいという内容でございます。ちなみに756万円のうち、おおよそ600万円を予算としてそれを進めていきたいと。それに対して歳入で168万円ほどの補助金がついた、事業費について3分の1程度となりますが、補助金が入ってくるという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは民生費の災害時要援護者管理システムの件でございます。こちらにつきましてはまさに書いてあるとおりなんですけれども、災害が起きましたときになかなかお一人では逃げるできないという方もいらっしゃいます。こういった

方についてはこちら側で持っているデータがあります。例えば高齢者のデータだとお一人暮らしですよとか、それから障害者のデータですとこの人は実は障害がございませうというデータ、そういったものを全部一元化して、ご本人の了解を得た上ということになりますけれども、民生委員の方にご提供差し上げるですよとか、あるいは本当に災害だと、一応有事という場合にはそういったもので当然ながら消防とかそういったところに提供していくというふうなこともございます。その基本となるデータだと。今回は新しいものをいれるということよりは、地図データの入れかえということになります。ご存じのとおり町がどんどん変化しておりますので、従前のと、ここにいますよという人がいなくてこっちにいたというのがありますので、地図データと合わせると。あとそのほかこれまで手作業等々でやっていた部分もありますので、そういったものがうまく改修できないかということで今進めているというものでございます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 17ページの水道事業会計の補助金の関係でございますが、水道事業会計補正予算でご審議いただく水道施設災害復旧工事費に対する補助金でございます。水道施設災害復旧工事の国庫補助金の補助率は89.7%でございます。国庫補助金裏分の補填財源として一般会計からの補助金で補填するものでございます。

それから工事の内容でございますが、議案関係参考資料の46ページをお願いいたします。工事概要の表のナンバー4、5、6が水道施設の災害復旧工事に係る工事でございます。東浜の中継ポンプ築造工事でございますが、工事場所は志津川字天王山地内で、町道東浜街道線沿いの場所でございます。工事の内容でございますが、志津川字沼田地内の東浜配水池の送水管の送水を安定させるため、ポンプ場を1棟建設するものでございます。

続きましてナンバー5の田尻畑地区総配水管布設工事でございますが、工事場所は志津川字田尻畑地内の町道田尻畑線から田尻畑地区旭が丘団地を經由し、津波復興拠点連絡道と接続するまでの区間でございます。工事内容につきましては、上水道の送配水管の布設工事でございます。

ナンバー6の小森浄水場築造工事でございますが、工事場所は志津川字小森地内の国道398号線沿いで、熊田橋から100メートルほど西側のところでございます。既設の取水施設の敷地内に建設するものでございます。工事内容につきましては、既設の取水施設からくみ上げた水を飲料に適する水に処理するために浄水場を1棟建設するものでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ラムサール条約は内定になったのかという1点目の質問でございます。国際条約なのでちょっと説明が難しいんですけども、我々認識している決定に関するプロセスというのが恐らく普通は内定があって決定というプロセスをとるんですけども、ちょっと今回このラムサール条約に関しましては、震災前から当町が潜在的候補地になっていたという中で、そもそも町が申請すればもう登録になるというのが前提にございまして、ただ手続きとしては今回のラムサール条約の成立する要件があって、それに対して実は先般その内容の承諾書、これでいいかという部分を国に出します。国はそれをもとに環境省のほうで審議会を開催するという内容となっているということで、そもそもラムサール条約に申請すればもう登録になるというふうな前提がありましたので、したがって年度当初からそのこどもラムサールだったりというふうな、いろいろなイベントを開催している状況でございます。

正式なそのドバイでの登録の日程というのが実はまだ決まっていませんで、いずれこの9月、恐らく今週か来週中にはその日程が決まるというふうな内容となっているというような状況でございます。

あとこの18ページの旅費ですけれども、これはドバイに行く旅費ではなくて、これはあくまでこどもラムサールに遠くから来ていただく方に対する旅費を支給するという内容の旅費でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） じゃあぜひその結果、もし来週とかわかればぜひ教えていただきたいなとお願いして終わります。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、15ページ、先の議案でもあった公共施設維持管理基金、今回1億5,000万円あれしたわけですけれども、これから今回ふえた公共施設によって、いっばいかかるという、そういうことが想定されている中で、現在基金はこの1億5,000万円だけなのかということと、将来的に目標額というかそういったものがもし設定されているんですから伺いたいと思います。

あと2点目なんですけれども、同じく18ページのラムサールの関係なんですけれども、これ町の予算ではなくて実行委員会への補助金ということなんです、そこで伺いたいのはその

実行委員会の方式というか、結構うちの事業であるんですが、これらというか今回はこの実行委員会の主体というかどのような団体もしくはどのような方たちになるのか、もう当然想定になっていると思うんですけども、その点に関して伺いたいと思います。

あと次19ページ、誰かも聞いた神割崎公衆トイレについて若干伺いたいと思います。この予算は外国人の何とか補助金である程度賄うということはわかったんですけども、そこで伺いたいのは、ほかのトイレ、例えば今回のはちょうど入り口の恋人岬へゆくその入り口だと思うんですけども、場所はそこでいいのか。あとキャンプファイヤーのところにあるトイレ、あとはもっと奥にあるあの灯台の近くのトイレ、あとオートキャンプのトイレ、それらは今後整備していく考えというかおいおいあるのかどうか伺いたいと思います。

あとことしの集計出ていましたら、委託、指定管理出しているもので、統計出ているかどうかわからないんですけども、状況的にキャンプの利用、オートキャンプ場の利用人数、あとキャビンの利用、それらを伺いたいと思います。できればその中に外国人の方が多かったのか少なかったのか伺いたいと思います。

最後4点目なんですけれども、22ページ、入谷公民館の設計業務の委託料、一般質問でもなされたあれなんですけど、この設計業務に関して、公民館でするのである程度限定になっていると思うんですけど、どのようなイメージというか新しい使われ方を想定しているのか、考えているのかその点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） では1点目の公共施設維持管理基金の関係でございますけれども、平成29年度末現在で4億7,000万円まで一応基金としては積み立ててございます。今回1億5,600万円プラスされますので、形的には6億2,600万円まで到達いたします。

また目標額というご質問ですが、具体的には設定はしてございませんが、数ある公共施設の中でも特に災害公営住宅、それと庁舎もできたばかりでございますけれども、10年20年先大規模改修が必要となる場合がきっと到来いたしますので、それに見合った形でこれから積み立ててまいりますので、おおむね20億から30億ぐらいの恐らく基金の保有額は必要になってくるんだろうというふうに思いますので、今後の予算管理の中で逐次基金の増額を図っていくという形になろうかと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 18ページのこどもラムサールの実行委員会についてのご質問でございました。実行委員会の主催に関しましては、南三陸町でございます。後援が環境省東

北地方環境事務所で協賛が宮城県ということでございます。実行委員会組織でございますので、実行委員会の委員でございますけれども、実行委員につきましては、町内の両漁協、あとは農協、森林組合、あとは志津川高校の自然科学部、あとはかもめ虹色会議、あとはアマタ株式会社、ビジターセンター、淡水漁協、あとは日本ラムサールセンター、あとは日本国際湿地保全連合というふうな方々が実行委員会を開催するという内容となっております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それではトイレの改修に関連しまして、神割崎の現在の整備状況ということでございますが、28年度から随時トイレの洋式化に努めてございまして、場内にあります洋式化を進めております。それが28年度に実施してございます。29年度にもプラザ内あとオートキャンプ場等々の便器も洋式化にしてございまして、今回整備いたしますのは議員がおっしゃった箇所間違いございません。恋人岬に上がっていくところの白い入り口のところの建物になります。

それからことしの入り込みの状況なんです、ちょっと私の手元に今現在7月末までのデータしかなくて、いわゆる一番入り込みがある8月のデータがちょっと反映はされていないデータなんです、おおむね順調に来ているというような状況でございまして、例えばキャビンというお話がございましたので、キャビンですと前年ですと725人年間の利用に対しまして、30年度は7月までの利用で296人ということになっております。昨年の8月の利用が200名を超えてございますので、今年度もおおむね同じような利用の推移ということで、大変好評をいただいている、特にことしは天候も順調だったということなので、多くの皆さんにおいていただいているんだろうなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 入谷公民館のイメージということでご質問いただきました。現在基本構想についてはまだ決定を見てございません。あと地域の皆様からいろいろお話をいただいたときに、余り大規模に大きくしなくていいよというようなご意見もいただきました。あとは平屋で同規模程度になるか、あとは考えるところはこれまで利用してその辺の不都合であったり、その辺を考慮しながらこれからどのようにしていくかということを考えながら検討していきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 公共施設の維持管理ということなんですけれども、現在6億2,000万円ぐらい、今後20から30億ぐらいをある程度の目標というかそういうことで答弁いただいたん

ですけれども、今後年ごとに、

○議長（三浦清人君） 静かにしてください。どうぞ。

○9番（今野雄紀君） どこまでいったっけ、20億から30億を目標にしていくということなんですけれども、答弁で逐次ということなんです、ある程度定期的な感じになる、毎年なるのか、それはその年度の予算その他増減というか動きがあると思うんですが、そのところ定期的に努力していくのか、何かの折のときに今回の建設予定でしたっけ、ある程度取り崩すようなそういったときがあったときに基金を積み立てていくのか、その点だけ伺いたいと思います。

あと実行委員会のその方式なんですけれども、いろいろ先ほど課長答弁あったようにいろいろな事業所の団体及びそういった方たちが構成するということなんです、そこで伺いたいのは事務局というのはどういうふうに、その実行委員会の事務局というのはどういった形で想定しているのか伺いたいと思います。

あと神割崎に関しては、ほかのトイレ、私もバイクでは前行ってたんですけれどもことは余りバイクに乗れなくて、それで例えば灯台の近くのトイレがあると思うんですけれども確かあそこの駐車場が使えないようになっていたんですが、そういったいきさつはどういった形で、あのトイレも使われているのか、もしくは向こうのほうでも結構キャンプする人が多いみたいで、その点確認させていただきたいと思います。

あと利用数に関してはまた改めて出たときに、12月なり何なりのときに、ただ一つお聞きしたかったのは、今回こじつけではないんですけれども、外国人のあれで整備するというところで、最近外国人の方が多いか多くなったのか、その点だけ。ちなみに割れ目の近くのところに、今度新しい看板できましたよね。ああいった看板等に例えばよその自治体でやっているような外国語表示とか、何か国語かの、今回のトイレはどのような表示、ほとんど全国というか全世界共通だから間違いはないと思うんですけれども、その外国語表示についても検討できるのかしていくのか伺いたいと思います。

あともう一つ関連になると思うんですけれども、そのトイレのところから割れ目のほうに向かう途中のちょうど下がりきったあたりに枯れたマツがあって、それを私いつも心配しているんですけれども、最近行ったときに黄色いテープが巻かれていたので、多分近々やっつけるのかやっつけないのか、例えばあそこ何もなければいいんですけれども、こういう風の強いような天候もえてしてあるので、倒れなければいいんですけれども、あそこのあのマツ、もしおわかりでしたら確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 9番。（「はい」の声あり）ただいまの発言ですがね、やっつけるというのは伐採という解釈でよろしいですか。ならば訂正してください。

○9番（今野雄紀君） じゃあ訂正させて、標準的な表現で切るとか伐採という形で、何分見た感じとにかく危険っぽいものですから、いつ倒れてもおかしくないとは言いませんけれども、結構危険な状態ですので、できれば早めに伐採するようなことができるのかどうか確認させていただきたいと思います。

最後入谷公民館のほうの設計業務に関してなんですけれども、課長答弁あったように大きくなくていいとか平屋、そこはわかったんですけれども、将来的に場所としては多分あの仮設があるあたり、あったあたりを検討しているのか。その場所の検討先も伺えればと思います。そこであともう一つ確認したいのは、歌津の支所も公民館と併用で図書部のほうが何か学校から遠くなりました。そこで今回どの場所に公民館を想定するのかわかりませんが、以前私も質問しているように、できれば図書部というか図書室を充実させていく必要があるんじゃないかと思いますが、その点に関して伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） まず基金についてお答えをさせていただきます。公共施設の維持管理基金の中で今後将来的なもので最も大きい想定は、やはり災害公営住宅の更新ということになるだろうと思います。会計管理者のほうから当面の目安として20億から30億というお話がございました。かなり長い目線で災害公営住宅の更新を考えれば、さらに相当大きな金額を要するだろうというふうな見込みがありますので、今既に、今この時点で上限を設けてこの維持管理基金をこれをマックスとする考えはありませんで、この20億、30億を超えてさらに蓄えができるような財政運営をしていかないとやはり本当の意味で長期的な安定した財政運営は難しいだろうと思いますので、極力この基金につきましては、十分な蓄えができるような財政運営に努力していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） こどもラムサール実行委員会の事務局はというご質問でございます。事務局につきましては、農林水産課が持つということです。以上です。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） トイレの整備につきましてですね、洋式化をするということでは、便器は全て交換していくということなので、やっぱり一定の事業費が必要だということ、比較的利用の多い、キャンプはもちろんなんですけど、日帰りで楽しんでいただく方々

が利用する頻度の高いところから優先的に、年度を順次追いながら整備をさせていただいているというところでございまして、議員がおっしゃった灯台の付近の奥のところですね、なるんですが、そこは今後の整備の課題ということになるかと思えます。

さらに外国人の皆さんの現在の利用状況ということなんですが、ちょっと明確に数字的なデータは私ちょっと持ち合わせていないんですが、昨年度あたりキャンプ場にずっと滞在をされて被災地を見ながらいろいろ研究をされている方がテント泊をされていたなんていう事例もございまして、全くないというわけではなくて、利用の頻度は今後もふえていくんだろうなと感じております。

さらにマツの関係は、随時農林の担当とも調整をさせていただきまして、おっしゃるとおり倒木の危険があるようなものについては極力早い段階で手当てをしていただくようお願いをしていますし、またいわゆる松食いの影響と思われるものにつきましても、その影響が回りに広がる前に対応を図ってまいりたいというふうに協議をしてございまして、多分議員がごらんになった部分もそういったことを想定して今後の対応ということに考えているものだと思います。ちょっと時期についてははっきり私今把握してございませんでした。

それから施設に対する外国語表記ということになります。トイレにつきましては、どちらかというピクトグラムみたいな見てすぐわかる表示のほうが確かに有効なのかもしれません。28年度になりますが、町内何カ所かには観光を案内するような看板も設置させていただいておりますが、そこにはもちろん多言語表記ということを前提に考えてございまして、今後整備を進めて行くには必須条件であろうというふうに思っておりますので、当該施設のみならずそういうふうには意を用いてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 入谷公民館の場所でございますけれども、今予想されるに神社の下のちょうど体育館と参道ですか、参道を挟んだ場所がメインになるのかなと想定しております。場所的にも入谷小学校に近い場所でもありますので、子供たちの放課後であったり子供たちが常に寄っていただけるような場所になってほしいなという願いはあります。そのために図書、本を読みながら待っていただく、借りていただくとか、そういう何か遊んでもらえるような場所でもあってほしいなと思いますので、その辺考えていきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 維持管理の基金に関してはわかりました。

そこでキャンプ場のトイレに関してなんですけれども、もし改装になっても現在でもなんで

すけれども、掃除はどこがしているのか。ちなみに神割崎の割れ目のほうのトイレは多分石巻のほうでやっているの、いつ行っても毎日確かしているのかどうか、多分しているんじゃないかと思うんですけども、今回改修したトイレは改めて確認したいのはどこが掃除しているのか。指定管理になったところなのか、それとも別の何かどこかがやるのか確認させていただきたいと思います。

あと危険なというか危険っぽいマツに関してなんですけれども、そこ同じやつ2本並んでいて、1本はもう確実に危ないというあれがあるんですけど、その隣にテープは巻かれていないんですけどももう1本あるので、余計なことかもしれませんが、できればあそこ2本伐採をするとより安全じゃないかと思われまので、伝えておきたいと思います。

あと観光に関しての先ほどの外国語表示なんですけれども、よく置いているいろいろなフリーペーパーとかパンフレットはある程度少しずつ外国語表示見えていますけれども、将来的に何か国語くらいで表示するのか、そこだけ伺いたいと思います。

あと公民館に関してなんですけれども、今度は小学校の近くということで、立派な校舎はあるんですけどもやはりせつかく小学校と近くなったので、ある程度公民館ではあるんでしょうけれども、子供たちが使いやすいとか寄りやすいような、ある種言い方をすると児童館的な形で使えるようにも、もちろん当然一般の方たちのいろいろな行事等にも使えるようにはするんですが、そのところも少し考慮して設計及び業務を進めていくと、地域の方たちも喜ぶんじゃないかと思いますが、その点に関して最後伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） トイレの掃除につきましては、当該施設につきましては、指定管理でございますので、現指定管理者は南三陸町観光協会になります。

それからマツにつきましては、後ほど確認をさせていただきたいと思います。

それから外国語表示なんですけど、まず英語表記はこれは必須であろうと思います。そこに当町としては何か国語を加えていくかということになるかと思いますが、現状ご存じのとおり台湾との交流事業を進めてございますので、台湾、中国語の繁体字ということになるかと思いますが、その言葉をつけ加えていくことを考えてございます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 震災前の歌津の公民館が伊里前小学校と歌津中学校の下にありました。当時昔からよく小学生、中学生が寄って遊んでいたり本を読んでいたりと、あとは親の迎えを待ったりそういう状況にありました。新しい場所がそういう子供たちが参集して

いただけるように、本当にそういう方向になったらいいなと思っておりますので、これから考えていきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） ほかに。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 16ページの民生費、先ほど災害時の援護者支援管理システムの中で高齢者への対応もちらっとこの説明があったようですが、災害公営住宅の中で一人暮らしの高齢者が緊急的な、そういうときの対応というのはどのようなこのシステムの中に組み込まれているか、その辺説明願いたいと思えます。

それから20ページの土木費、道路維持費の中で15節の工事請負費、町道の修繕工事という項目があるんですが、これはどこを指してどんな修繕をするのか、それは説明はいただきたいと思えますが、震災で手つかずの修繕をしなければならない、改良をしなければならない町道、そしてまた災害復旧のために大型自動車等が往来したために破れたといいますか、改良が必要な町道が多々出てきたようですが、こういうものに対して今後どのように対応していくのか、そこら辺お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは災害時要援護者台帳の件でご質問がございました。ご質問としては災害公営の中で緊急時ということですので、災害というよりは通常の緊急時という理解でお答えさせていただきますと、千葉議員の一般質問にもあったんですけども、災害公営については3カ所、確か部屋の中に3カ所、毎戸ボタンがついております。確かお風呂とトイレと台所だったと思えますけれども、体にちょっとおかしいなというときにそのボタンを押すとお部屋の中で大きな音が、ブザーが鳴るんだそうです。それをご近所が聞きつけてどうしたのどうしたのっていうふうに駆けつけていただけるというのもございますし、あとご答弁の中でも差し上げたんですが、今ライフサポートアドバイザーといって、L S Aと言われる方が見回っております。特にそういった方に定期的にそういう人はもう行くようにしておりますので、あらきょうどうしたのっていうふうな中でお声がけをさせていただいているというのもございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 19ページ7款工事請負費でございます。今回提案させていただきました部分につきましては、これまで当初予算で同じく修繕費を計上してございますが、そろそろ予算の残がなくなってきたということもございます。まだ年度途中でございますので、いずれあと半年いろいろなご要望、それから必要が生じるだろうということで今回計上させ

ていただきましたので、今の段階で特にここということは持ち合わせてはございません。

それから復興、それから災害事業等で傷んだ町道の補修でございますけれども、ここについては一定程度事業が終了した時点でそれぞれ国のほうの支援をいただきながら舗装の打ちかえをするという計画でいるところです。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そのシステムのことなんですけれどもね。一応、一応ってその管理システムは整えているようでありますが、孤独死防止の即効力といいますか、隣の町では警備保障、警備会社を利用したそういう一人暮らしの高齢者の対応をしているところもあるようがあります。というのはさっき説明あったブザーなり何なり、緊急のときに押すと警備会社へ行って、その警備会社にはその方の近い方々といいますか、身内の方々がといいますか、そういう方々が登録をしておいて、それでそこへすぐ緊急に警備会社のほうから連絡がいくと、そういうようなそのシステムを採用しているようでありますが、今後孤独死防止のためにもさらにそのシステムの内容を変えていく必要があるのかなというような、そんな思いであります、その辺の今後考え方ね、お聞かせ願いたいと思います。

それから町道のほうですが、課長の考えているような考えは理解はできるんですが、今早急に直さなければならないようなところも出てきておりますので、その辺はしっかりとその調査をしながら改良整備していただきたいなと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 今ご紹介いただきましたいわゆる高齢者の緊急通報システムなんですけれども、こちらは本町でも取り入れておりまして、これも一般質問の際にお話し申し上げたんですけれども、警備会社にこちらだと気仙沼に支店がある警備会社に、例えばこれは別なんですけれども、電話のところについているこれは契約をしないといけないんですけれども、ボタンを押すあるいは24時間そのセンサーに反応しないという場合には、警備会社からそのお宅にまず電話が入ってどうしましたかというふうなところで、そのとき電話をとっていただければ、何かの都合で押したんですね。今までの例でいくと猫が上に乗っかってたというのもありましたけれども、あるいはそこで応答がないと今度は登録した方にこの人応答がないので、すぐ行ってみてくださいという依頼を差し上げて、それでもだめなときはもう警備会社があと我々によこして直接来たりというふうなところですので、そういったのはただ前段のブザーのところ千葉議員にもご指摘いただいたんですけれども、なかなか知らない方がいらっしゃるということで、それはぜひ普及を今後とも努めてまいりたい

と思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回道路の損傷、工事による損傷がかなり広範囲にわたっておりますので、なかなかその全てを単費で賄うのは基本的にはかなり難しいだろうと思っています。ただ議員おっしゃるように、緊急にしなければならないところは当然ございますので、そこは皆様から町民からのご要望、それから我々もパトロールしながら迅速に対応できるように努めていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 最後にその周知、周知はこれから再度しないと知らない方が多いようですので、一人暮らしの高齢者からの指摘ですので、よろしく。

○議長（三浦清人君） ほかに。1番須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 1番です。水道事業と消防防災水利に関してちょっと確認、1点関連的に確認したいことがあるんですけどもよろしいですか。よろしいです。関連質問してもよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 話聞いてみないとわからないね。

○1番（須藤清孝君） 済みません。水道の町内の広範囲にわたって水道の本管の仮本管というんですかね、そういうのが大分張り巡らされていて、工事の進捗と並行して大分本管の本設が進んできているみたいですが、仮設本管にも各所に設置してあったであろう消火栓、それが本設と同時にまたその消火栓も移動しているみたいなんです、消防署員とあと現地その土地土地の消防団の方々が直接自分たちでその場所が工事によって変わる場所を自分たちで確認しているみたいなんですけれども、その辺は事業所さんとかあと防災担当の担当課であるとか、そちらからの連絡とか確認とかというのはこちら側からのその報告みたいなものというのはされているのでしょうか。現に消防署員さんたちが自分たちの足で現地確認を工事が変わるたびに、進捗するたびに確認している姿を私は何度も確認しているんですけども、その辺の管理体制はどのようになっているのか確認させてください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 消火栓の特に市街地なんか今おっしゃるような状況が多く出ていると思います。あらかじめどこに本設の消火栓を設置するかということは、事業課となる市街地整備課とそれから危機管理課とさらには消防署と事前に設置場所を決める前の協議段階として話し合いをして、将来的な町の市街地全面を効率よく消火活動ができる

位置ということを確認いたしまして、ここでいきたいと思いますところを市街地整備課を通じて整備していくという形をとっていますので、これは当然その消防団のほうにも情報共有していくわけですが、おっしゃるその消防署の方々の現地の確認というのは、整備されたあとのものがいつでも正しく機能するかどうかということも含めて点検作業を業務として行っていると思います。従いまして計画段階から共有しながら進めているということでございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 計画的に話が進められているので消防署のほうでは把握できているはずというご答弁ですが、現に署員さんたちは自分たちで探し回っていますけれども、この現状はどういうことなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 探し回っているのではなくて、いわゆる計画どおりに設置されているかどうかの、整備後の場所の確認を業務としているのだと思うんです。設置する場所がどこかわからなくて、そこを探しているということは少なくとも予算をかけて整備しておりますので、計画どおりの確認ということでございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 済みません、ちょっと聞き方が間違っただのかもしれないですけども済みませんでした。そこじゃなくて本当は聞きたかったのはその連絡経路とか、その辺の確認状況はきちんととれているのかということを知りたいんです。一番最初に質問した。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） その消火栓をどこに設置するか、あるいは整備されたかの情報の共有という意味の連絡であれば、申しあげましたとおり予算をそこで執行する以前にどこに整備したらいいかということの協議の中で情報共有して、それでいつまでに整備されたという情報をもとに今度は現地の確認をしていただいていると思います。もちろんその後のその実際の火災などが発生した場合の連絡という意味では、事前に設置場所を把握しておりますので、緊急時にはすぐ対応できるという体制でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第133号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時51分 延会